

令和7年

区民委員会会議録

とき 令和7年2月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会区民委員会

日 時 令和7年2月25日(火) 午前10時00分～午後3時18分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員	委員長 高橋 伸 明	副委員長 吉田 ゆ み こ
	委員 せ お 麻 里	委員 ゆ き た 政 春
	委員 安藤 た い 作	委員 藤 原 正 則
	委員 石田 し ん ご	委員 おぎのあやか

出席説明員	川島 地域振興部長	宮澤 地域活動課長
	河合 生活安全担当課長	今井 八潮まちづくり担当課長
	築山 戸籍住民課長	小林 地域産業振興課長
	栗原 創業・スタートアップ支援担当課長	辻 文化観光スポーツ振興部長
	大森 文化観光戦略課長	三井 スポーツ推進課長
	赤木 生活衛生課長	

○午前10時00分開会

○高橋（伸）委員長

ただいまより、区民委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、およびその他を予定しております。なお、請願・陳情審査に関連し、生活衛生課長にご同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、本日は、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

最後に、机上に配付しております令和6年陳情第58号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

2 請願・陳情審査

(2) 令和5年陳情第31号 行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情

○高橋（伸）委員長

それでは、冒頭に申し上げたとおり、予定表の順番を入れ替えまして、初めに、予定表2、請願・陳情審査を行います。

まず、(2)令和5年陳情第31号、行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情を議題に供します。

本陳情は、今期初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○高橋（伸）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○築山戸籍住民課長

行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情に対して、まず、初めに区内における火葬場の新規建設でございますが、区内には火葬場を建設するに当たり必要となる土地の確保が難しいことから、新規建設が困難な状況でございます。このことは、都市部である23区も同様の課題を抱えていることから、品川区は平成16年に、将来の火葬場不足を解消するため、近隣の港区、目黒区、大田区、世田谷区の4区とともに臨海斎場を開設いたしました。そのため、今後の火葬事業に対しては、新たな火葬場建設ではなく、臨海斎場を増築することで対応していきたいと考えております。

次に、本陳情に対して、令和5年9月25日に区民委員会でご説明させていただいた、臨海斎場における火葬場の増築計画に進捗がありましたので、現状についてご説明させていただきます。

令和6年9月25日の区民委員会において、臨海部広域斎場組合施設整備基本方針についてご報告させていただいたとおりでございますが、臨海斎場において、平成30年度時点では火葬炉を6炉増設する予定だったところを、当初の計画を見直し、10炉増設することとし、増築予定施設の規模を拡大いたしました。これにより、臨海斎場の火葬炉数は、既存の10炉と合わせて合計20炉となりますが、この数は、品川区を含む臨海部広域斎場組合の組織区5区における将来の死亡者数がピークとなる2060年代前半の火葬件数に対応できる件数として計画されたものでございます。

次に、スケジュールについてですが、令和12年度の供用開始を予定し、現在は設計事業者等の選定

が終わり、基本計画を進めているところであると臨海部広域斎場組合より聞いております。また、臨海斎場の式場については、稼働率が高く、待ち期間が発生していることから、前倒しで令和8年4月以降に4室の増室を予定しておりましたが、工期を早めることができたため、これをさらに前倒しし、令和8年1月末から利用開始ができるよう準備を進めていると聞いております。

最後に、品川区としましては新たな火葬場の設立の計画はございませんが、臨海斎場の増築により火葬需要に応えられるという認識でございます。臨海部広域斎場組合の組織区として、臨海斎場の増築が計画どおり進められるよう、もしくは早められるよう、進捗を確認してまいります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

陳情にもありますけれど、国の通知等では、火葬場の経営主体については地方公共団体が原則とされているということですが、その規定というのは具体的にはどういうふうになっているのか、また、現在は、区内には臨海斎場、今ご説明がありました、これは共同経営ということで、あと、東京博善株式会社が経営する桐ヶ谷斎場の2か所だと思うのですが、現実にも、民間のところがあるということで、先ほどの通知との整合性とかについてはどのように区としては考えているのか、伺いたいと思います。

○赤木生活衛生課長

まず、墓地埋葬法に基づく経営主体につきましてのご質問にお答えいたします。墓地埋葬法につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、一応原則としては、行政というところが経営主体、その他、条例の中で、公益法人であったり宗教法人というの、経営主体となり得るということになっております。

区の条例において、その他、特段の事情がある場合ということで、特段の理由というところがございまして、その部分として、東京博善が経営しております桐ヶ谷斎場におきましては、従前、法律の施行前から開設をしているということでございます。区民の葬儀を長年にわたり担っていただいているということもございますので、その特段の事情というところの部分で、経営主体として東京博善のほうで認められているということが現状となっております。

○安藤委員

分かりました。こちら、陳情にありますような、民間企業である以上、その経営方針がいろいろ、度々変更される可能性が十分あるという、そのとおりだと思うのです。やはり本来誰もが必要な、公共の福祉に資するような事業であるわけですから、そうでない事態があってはならないと思うのですが、民間である以上、そういったことも拭えないのは確かにそうだと思うのです。その点について、こういったご懸念に、どのように区としては応えていくのかというのが一つと、それとあと、やはり出されるのは、高いということなのです。これは、本当にみんなが低廉で受けられるべきだと思うのです。でもやはり、株式会社がやっているとどうしても、そこを考えるとというよりも、これは別によくも悪くも、利益を上げるということが使命になってくるわけですから、当然高くなってしまいうという事態もあるのですが、そういう区民の悩みについてはどのようにお考えなのでしょうか。どのように対応するのか伺いたいと思います。

○赤木生活衛生課長

ご質問いただきました、安定した経営と申しますか、火葬場の運営についてというご質問にお答えいたします。墓地埋葬法に趣旨としてございます、公益性の確保、あとは非営利性、あとは永続性というところの観点も区としても大変重要と考えておまして、公益性の確保をしながら、なおかつ、継続性の部分、火葬炉として使えなくなってしまうといったことがあつては、区民にとって多大なる影響が出ますので、そういったことがないように、まずはしっかりと修繕計画であつたり、そういったところをまずは計画をしっかりと立ててくださいということ。

あとは、非営利性の観点から、先ほど、運営主体が株式会社というところもありますので、どうしても経営という観点も入ってくるというのは事実ではございますけれども、一方で、公衆衛生の確保および公益性の確保の観点からすると、そこで利益追求になってしまうのは、それは公益性の確保にとっては逆行してしまうというところではございますので、しっかりと公益性を確保していくため、非営利性という部分を確保していくために、昨年、令和5年度より、東京博善の親会社でございます、広済堂ホールディングスという会社になるのですが、そちらの会計のほうで、セグメント会計という会計の分離というのを実施しております。

具体的に申し上げますと、火葬業に係る収益の部分と、あと、それ以外の部分で出た収益の部分、会計自体を分離するというところを令和5年度から実施していただいております。そういった中で、火葬の中で火葬場が出た収益が株主配当だとかといったところに回らないようになっていくということで先方から説明は受けておまして、こちらについては、決算情報等でもホームページ等で確認ができる状況でございますので、そういったところで利益追求になっていないかという観点で、区としてもしっかりと確認をしていくというふうにご検討をさせていただきます。

○高橋（伸）委員長

ほかにご覧いただけますか。

○おぎの委員

今のお話で、令和5年度から会計の分離で、そういったものが株主には回らないようにやっているというお話を聞いて、少しそこは安心したのですが、ただやはり、民営は高いのです。9万円で、臨海斎場の4万円も少し、ほかの公営でやっている全国に比べたら高いなとは思いますが、やはり桐ヶ谷はすごく高いなというのがありまして、東京都だけが突出しているのですが、さらに最近、渋谷区の代々幡のほうでも、一部業者が式場の年間契約を結んでいたりして、式場を押さえるということとはもう火葬炉を押さえるということと、ほぼ意味は一緒なのです。法的には問題ない状態らしいのですが、それが結局、区民とか東京都民の使い勝手がいいようになっているのかという、結局、この会計は分けたけれど、また、別の方法で金額が高くなってしまっていると、やはりそういった、人をお見送りすることはめったにないので、金額を言われてもそんなものかと思うのかもしれないですが、やはりそこで利益を上げるのはどうなのかなという部分は私も感じていますので、その辺は区としても、民間の動向を注視していただきたいなというのがあります。これはお願いです。

1点お聞きしたいのは、今年度東京都が予算を組んでいるという話も聞くのですが、何かお聞きにはなっていますか。

○築山戸籍住民課長

都の予算のことですけれども、こちらのほうでは確認できていないところがございますので、情報収集に努めたいと思います。

○おぎの委員

恐らく、23区の区長会で要望が出されて、都のほうも少し考えているというお話を聞いていますので、引き続き注視していただきたいなと思います。恐らく臨海斎場があるので、東京都が動き出したとしても品川区にはもうこれ以上は難しいのかなとは思いますが、引き続きよろしくお願いします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

先ほど、セグメント会計ということで、きちんと分離して報告ということのを伺って、それは方向性としてはよかったですけれど、逆に、今までそれをやっていなかったというのが少しびっくりしたのです。例えば、状況は違いますが、NPOとかを運営していたら、こういう事業ごとの会計は物すごく厳しく言われますよね。何というか、例えば人件費なんてそんな分けられないのに、事業ごとに人件費もきちんと分けて出せと言われるぐらいなのに、何でこういう公共性の高いものがここまで放置されてきたのかなと思います。

それで、ホームページ上で公開ということですけども、例えば、これについての監査とかは東京都の範囲になるのでしょうか。区としては、博善社が運営されていたとしても、報告とかそれからそういう会計についての監査をするような権限は保障されていないのか、その辺について伺いたいと思います。

○赤木生活衛生課長

会計に関する監査についてのご質問にお答えいたします。会計そのものというよりも、火葬場の運営であつたり管理についての監督権限というのは区にございます。品川区にございます桐ヶ谷斎場につきましては、区の保健所のほうで衛生部分の管理であつたりといった部分が適正に管理されているかというところは、させていただきます。

それに加えて、今回、火葬場の適切な運営がされているかどうかというところでございますけれども、それにつきまして、東京博善が経営している火葬場、特別区内に品川区を含めて6区にございますが、その6区合同で、東京博善に対して実際にそういった会計の分離というのを、例えば、令和4年度に、特別区のほうからしっかりと、そういった会計分離をなさいであつたりとか、長期修繕の積立ての計画をしっかりとなさいであつたりとかというところの指示を出しておりましたので、その部分がしっかりと履行されているかどうかの確認を今年度させていただきますところでございます。

そういった中で出てきた資料の中で、先ほど申し上げたセグメントの会計分離がしっかりとされていることであつたりとか、修繕計画がしっかりと立てられていることにつきまして確認をさせていただきますところでございます。

○吉田副委員長

区としても、その辺の会計をしっかりと見ていただいて、適正に行われているかということは、今後しっかりとやっていただきたいなと思います。

それから、やはりどうしても気になるのが、ご遺体を焼くわけですから、その廃気です。その調査ということも大変気になるところです。ご承知か分かりませんが、私ずっと環境の活動をやっている、このたびも、いろいろな焼却、別にこの火葬に限らず、焼却場からの廃気がどういうふうになっているのか。例えば、私も桐ヶ谷を利用しましたが、副葬品とかは、プラスチック類とかは入れないよというお達しというかきちんとご注意があるのですが、私なんかは素直に、なるほどと思って守るわけですけども、必ずしもそうはいかないのかなと。亡くなられた方が大切にしておられたものな

ので一緒に焼いてさしあげたいと思う気持ちも分かるのですが、その辺についての、博善社に対する注意とか、それから廃気の状態の調査とかその辺についてはどうなっているのか伺いたいと思います。

○赤木生活衛生課長

副葬品等の廃気であったり、遺体を火葬した後のところについてのご質問かと思います。保健所として、桐ヶ谷斎場のほうに状況確認であったり定期的にしっかりと管理がされているかどうかにつきましては、検査等でお伺いしたりしている中で、そういったことも含めて、今、先ほどいただいたこと、細かくお伺いは、現状として私のほうでできているというところでは把握ができていない部分ではあるのですけれども、先ほど情報としてご意見をいただきましたので、そういったところも含めて我々のほうでも確認をしてみたいと思います。

○吉田副委員長

この廃気については、実は市民団体として調査をする中で、そういう火葬場の廃気について公開がされていないので、私たちは一般的なごみの焼却場の廃気の調査についても大変問題意識を持っていて、これでは調査も不十分ではないかということで、市民活動として調査をしているわけですが、その中でも、ごみの焼却場などは一応きちんと調査をされているということと、それから公表ということをしているのですが、ご遺体の焼き場については一切出てこないのです。区として求めてほしいというのを過去には申し上げたのですけれども、それも難しいということだったのです。

一気に解決する問題ではないということは、もう何度もお願いしているし、何度もはね返されているので承知しているのですが、やはり近隣の方たちの気持ちとしてはいろいろなご意見もあるので、ぜひその辺は区としても、地域の方たちに寄り添って求め続けていただきたいなと思います。そのことは要望にとどめますので、よろしくをお願いします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○安藤委員

すみません、先ほど、臨海斎場の増設計画で、ピークするときにも対応できる計画なのだというお話がありましたけれど、それは今、桐ヶ谷なども含めて、この5区の中に民間があるのか分からないですが、そういった民間、桐ヶ谷も含めてピークに対応できるということなのか、それとも臨海斎場だけでカウントしているのか、そこら辺を教えてくださいませんか。

○築山戸籍住民課長

ピークへの対応の考え方でございますが、こちらは桐ヶ谷斎場も含めてというものになっております。

○高橋（伸）委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第31号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いします。

○せお委員

継続でお願いします。

様々、この火葬場のお話は区内でも議論になっているのは皆さんご存じだと思うのですけれど、ここ

のところで課題があって、こちらのタイトルになっている、新規火葬場建設というのは、先ほど、理事者の方がおっしゃったように、少し難しい現実があるというところで、ただ、民間企業と、この民間の、ここに書かれている火葬場の課題であったりとか、あとは東京都が様々進めていかなければいけないところ、先ほど、新年度予算がというお話を私も聞いてはいるのですけれども、そちらの経過も見守っていかなければいけないなというところで、本当に品川区民の方の、今後もずっと続いていくこういう課題に対しては、真摯に取り組んでいかなければいけないなという思いがありますので、継続でお願いいたします。

○ゆきた委員

本日は、継続でお願いします。

まず、臨海5区においては臨海斎場があって、先ほどの理事者からの説明にもあったとおり、臨海斎場は式場の一部を前倒しの計画と、火葬炉も新設にてさらなる充実が図られていることを確認させていただきました。また、この基本方針が出された後の翌月の9月には、公明党の大松あきら都議会議員が都議会の代表質問で、公営火葬場の新設等に対して自治体への支援を行うべきだとの質疑に対して、東京都は、特別区が新たに火葬場整備を行う際には、都市計画交付金の仕組みを活用して支援すると答弁しています。ですので、他区の動きを注視しながら、また、さらに他区の動向を見極めながら見守りたいと思いますので、継続でお願いします。

○吉田副委員長

継続でお願いします。

先ほども申し上げたのですが、やはり本当に高価だし、増やしてほしいという意見はあるのです。一方で、その廃気の問題とかで、今のこの品川区内で、住宅地の中、だから今ある、桐ヶ谷も、既にあるから、それで受け入れられているということだと思うのですが、そういう、火葬場を近隣で受け入れるという条件は、今の品川区ではないと思っております。臨海斎場ができることから市民運動として、そういう場所を求めて活動してまいりましたし、それから、使いやすい斎場を求めて運動もしてきましたのですが、今の段階ではそちらの臨海斎場のほうの機能を拡充するということで確認ができましたので、引き続き検討する必要はあるかなと思いますので、継続とさせていただきます。

○安藤委員

今回、継続で私もお願いしたいのですが、やはり、とはいえ葬祭料が桐ヶ谷は高いというふうに伺いますし、高齢化もこれから本格化すると。公共性が極めて高い葬祭場事業なので、必要性が低いとは私は決して思っていないのですが、様々状況なども、臨海斎場の動きなどもありますので、今回は、継続ということでお願いしたいと思います。

○藤原委員

火葬場の新規の必要性というのは感じます。それで、もっともっと深くこれは議論していかないといけないと思っています。新規でするならばどこの場所にどういう予算をという意味においてもありますので、これ、大事な議論の一つだと思っていますので、継続させてください。

○石田（し）委員

私も継続でお願いします。

ただ、今、いろいろなところでこの葬儀場の話というのが出ているので、ここは、やはりその課題をしっかりと抽出して、その課題解決に向けては、ぜひ品川区としてもできることをしっかりとやっていただきたいなと思いますし、23区の区長会もいろいろな動きをしていますし、東京都も先ほどの話で

もいろいろな動きがある中で、国も多分、今いろいろ、この火葬、いわゆる葬儀自体に対してもいろいろな考えを持ってきているのかなというのが、いわゆる外国人対応も含めて、なのでそういった部分をぜひ注視していただきながら、とは言っても、一つ一つ課題解決できるものは解決していただきたいと思います。

なので、なかなか今、すぐに結論が出るものではないと思いますので、ぜひ、そういったものを我々としても注視をしていきたいということで、継続したいと思います。

○おぎの委員

私も継続でお願いします。

都内の火葬場の7か所がもうほぼ、民営になっていて、やはり、民営はどうしても経営面や株主の意向が入るので、値段が高くなってしまいます。それがやはり、火葬はインフラだと私は思っているので、こういうものはほかの自治体のように公営でやるべきだなと思っていて、今ある桐ヶ谷も民営にしてもいいのではないかぐらいに私は思っているのですけれども、ただ今……。

〔「公営」と呼ぶ者あり〕

○おぎの委員

ごめんなさい、公営です。桐ヶ谷も民間だから高くなってしまいますので、あれも公営にしてもいいのではないかぐらいに思っているのです。今、臨海斎場のほうの整備計画、増築を進めているということです。東京都の動きも含めて、やはり重要な問題なので、引き続き注視していきたいと思いますので、継続でお願いします。

○高橋（伸）委員長

それでは、本陳情については継続とのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、本件は継続といたします。

以上で、本件および請願・陳情審査を一旦終了します。

生活衛生課長はここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

1 議案審査

- (1) 第17号議案 品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例の一部を改正する条例

○高橋（伸）委員長

次に、予定表1の議案審査を行います。

まず、(1)第17号議案、品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河合生活安全担当課長

私からは、第17号議案、品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨ての防止に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。資料をご覧ください。

項番1、改正する条例は、表題のとおり、平成15年3月31日条例第5号で、これまでに改正歴は

ございません。

項番2、改正の背景につきましては、区民等からの苦情や要望、そして、喫煙の実態調査により、区内全域において、迷惑性、危険性が否定できない喫煙実態が確認されたほか、改正健康増進法等の趣旨を勘案するとともに、実施したパブリックコメントの結果を踏まえまして、規制の強化を図るものでございます。

項番3の改正概要です。

(1) 条例名としまして、区内全域において立ち止まっての喫煙も含めて規制いたしますので、歩行喫煙の部分を公共の場所における喫煙と改めます。

(2) 規制強化としまして、現行は「何人も、公共の場所において、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないように努めなければならない」と努力義務として禁止していたものを、改正により「何人も、公共の場所において、喫煙してはならない。ただし、規則で定める指定喫煙場所においては、この限りでない。」と罰則なしで禁止するものです。

項番4の新旧対照表で改正内容をご説明いたします。別紙をご覧ください。

右側が現行の改正前、左側が改正後になります。条例名と第1条は、さきの説明のとおりでございます。なお、公共の場所の定義につきましては改正はなく、第2条第7号にありますとおり、道路、公園、広場、その他公共の用に供する場所としております。

3ページをご覧ください。

第7条は書きぶりを整理したもので内容が変わるものではございません。

そして、第8条が規制強化の部分です。改正前は、第8条にポイ捨ての禁止、第9条に歩行喫煙の禁止が定められていましたが、条例名の順番に合わせ、第8条に喫煙の禁止、第9条にポイ捨ての禁止と改めます。内容につきましては、さきの説明のとおりでございます。

次に、一番下の行から始まります第11条は、過料対象の路上喫煙禁止・地域美化推進地区に関する規定ですが、4ページをご覧ください。

上段にありますとおり、推進地区の略称を使用するようにしたもので、内容に変わりはありません。そして、真ん中にある、改正前の第12条と第13条が、過料対象の推進地区内におけるポイ捨ての禁止と路上喫煙の禁止の規定ですが、改正により、区内全域の路上も喫煙禁止としますので、13条の路上喫煙の禁止の条文を削除いたします。

以降、条ずれとなり、5ページをご覧ください。

推進地区に適用される罰則ですが、改正前は第1号がポイ捨ての禁止、第2号が路上喫煙の禁止でしたが、こちらも条文の順番に合わせ、第1号を路上喫煙の禁止としました。なお、路上喫煙禁止の部分は、改正前の第13条を削除しましたので、第1号において、推進地区内における道路上での喫煙が引き続き過料対象となる規定となっております。

最後に付則ですが、改正条例の施行を令和7年7月1日としております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○安藤委員

公共の場所というのがあるのですけれど、条文にも書いていましたが、私有地というのは要するに含

まれないということなのか。マンションとかだと多くの方が住んでいますが、例えば共用の部分などは物すごく公共の場所だと思うのですが、そういうところは入らないのかということを含めて伺いたいと思います。

それと、改正趣旨について幾つかお伺いしたいのですが、区民等から苦情、規制強化を求める声が多く寄せられているとありますが、その「等」というのは例えばどういう方から寄せられているのかお願いいたします。

それと、調査のことが書かれています。以前報告がありましたけれど、今回改正ということで改めて、この調査の結果、具体的には、ここには全ての駅で迷惑性、危険性が否定できない喫煙状況が確認されたところなのですが、具体的にはどのような状況が確認されたということを書いているのでしょうか。伺いたいと思います。

○河合生活安全担当課長

まず、公共の場所の私有地につきましては、さきのご案内のとおり、管理権限もございますので、私有地、マンション等の公共の場所については、この条例での禁止というところには含まれておりません。なお、私有地につきましては、改正健康増進法のほうに配慮義務がございますので、そちらのほうで規制はかかっております。

ですけれども、やはりこちらの周知がまだ足りていないというところもございますので、健康課と連携いたしまして、健康増進法で配慮義務があるというところで、申入れ、認知していただけるように、そういったところで対策は講じていきたいと考えております。

なお、区民等からの苦情はどういった方々からかというところで、やはり区民、お住まいの方も含めて、区外からいらっしゃっている、仕事をやられている方からも、自分の会社の周辺の喫煙状況等からの苦情も来ている状況でございます。

また、調査結果の全ての駅というところですが、こちらは、推進地区以外の20駅で調査しております。実際、さきの区民委員会でもご説明させていただきましたけれども、歩きながらの喫煙と立ち止まって喫煙の両方のカウントをしたのですが、やはり歩きながら、全域で規制しているのですけれども、全ての駅においてそういった状況は見られるという背景がございます。

また、立ち止まっての喫煙というのはやはり、これまでも指導等をして申入れをしているところでも、実際立ち止まって灰皿を持っていたらいいのですよねというところで、やはりそういったところで、歩行者がいる状況でも吸っている方というのはいらっしゃいますので、やはり迷惑性、危険性が否定できない喫煙というのは全ての駅で確認されたという結果になっております。

○安藤委員

分かりました。

それと、この背景についてもう少しお伺いしたいのですが、法や都条例の趣旨を勘案とあるのですけれども、具体的に、それぞれどこを勘案したのでしょうかということと、あと、パブリックコメントの結果を踏まえとありますが、踏まえた内容、結果の内容について、ざっくりでいいのですけれども、どこら辺を、パブリックコメント、ここら辺を踏まえましたみたいところがあれば改めて伺います。

○河合生活安全担当課長

やはり、健康増進法、東京都の迷惑防止条例、喫煙の条例、受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえますと、これまで規制のほうは推進地区を重点的にやっていたのですけれども、そういった配慮義務があるにもかかわらず、なかなかそういったところは喫煙者の方々もなかなか配慮できない部分もありますので、

そういったことを含めて全域に規制をかけるということを趣旨で踏まえたということになっております。

また、パブリックコメントで、やはりほとんどの方が規制強化に賛成という立場において、追加で、罰則の強化、あと、周知徹底をお願いしたいというところで要望がございました。やはり数が多かった罰則の拡大というところのパブリックコメントの意見は、段階的規制というのが妥当でありますので、現在の喫煙所の設置が不足している現状も踏まえまして、規制強化は段階的にやっていく上での第1弾、これまで改正歴がございませんので、まず、一度全域を規制した上でというところで、パブリックコメントで皆さんが喫煙の禁止を求めているというところは踏まえて、というところでやっております。

○安藤委員

やはり求めていると思います。そういった結果を反映するというので、とてもいいと思います。

前段のほうですが、区内全域を対象にするというのが法や都条例の趣旨を勘案したということになるということなのでしょうか。そこら辺だけよく分からなかったのでお伺いします。

○河合生活安全担当課長

健康増進法等は、建物内を原則禁煙というような形に、それで外のほうでというところなのですが、やはりそういったところでも配慮して喫煙しなければいけないのですよというような規定になっておりますので、その趣旨に合わせて、部分的な規制でなく全体としての規制が区でも必要だという判断になっております。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

○ゆきた委員

1点だけ、確認ですけれども、今回、歩行喫煙の禁止規定が努力義務だったものが罰則なしの禁止規定になるというふうに思いますが、ここに付随する空き缶等のポイ捨てに関しては今まで努力義務の位置づけだったのか、今回の改正で、ここも罰則なしの禁止規定になるのか、この辺についてお聞きできればと思います。

○河合生活安全担当課長

空き缶のポイ捨てに関しては努力義務という書きぶりにはなっておりません。実際、過料対象につきましては推進地区に絞られているのですけれども、罰則なしという形での禁止規定になっております。

○高橋（伸）委員長

よろしいですか。

○石田（し）委員

2点ありまして、1点目が、この改正の内容のところで、いわゆる規則で定める指定喫煙場所においてはこの限りでないというふうになっていて、いわゆる喫煙所はオーケーだということですよ。ただ、その改正の背景の中で、改正健康増進法や受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえてということですが、例に挙げると西大井の駅前、喫煙所がありますよね。あそこを新しくするというのだけれど、パーティションのみでやるわけですよ。

となると、もうこれでは、いわゆる受動喫煙防止条例だつたりには則しているのかなというところが少し疑問があって、それとほかの指定をされる、今後、改正をされて、その駄目だよという範囲の指定が広がるわけです。そこで、例えば人があまりいないところと比べたら、どちらが受動喫煙になるのかという整合性がなかなか取りづらいと思うのだけれど、その辺どういうふうに、いわゆる喫煙所設置に当たって考えているのかというのが1点。

もう一点が、今、いわゆる紙たばこと電子たばこというものがある、いろいろほかにもあるのです。それで、電子たばこも特にそうだけれど、水蒸気のものもあるわけです。こうやっていると、いろいろ時代が変わった中で、物も変わっているのです。これ、水蒸気のたばこみたいなものは、普通に吸っていたら多分みんな分からないですよ。それが水蒸気のものなのか電子たばこなのか、その分類が。この辺をどうやって、いわゆる歩行喫煙禁止に当てはめているのか。ただ、煙を口から吐いていたらそれも喫煙なのかというので、でもそれは実は水蒸気ですよと言われたときにどうするのかというのもあるので、その辺りをやはり考えていかなければいけないと思うのですけれど、そういったところについてはどのように考えているのか教えてください。

○河合生活安全担当課長

まず、1点目、指定喫煙場所ということに今後なるというところで、規則のほうで概略的には区長が指定するというので、周囲の歩行者等への配慮および適正な維持管理がなされていると区長が認め、というところで定める予定でございます。そういったところで、実際、喫煙所全てで受動喫煙ゼロというのは現状厳しいところがあるとは思いますが。ただやはり、喫煙場所として設置の場所、あと、煙の流出の防止措置が講じられているか、国のほうで定める設置基準等も踏まえまして、そういったところはクリアできているかというところで、区としてそこを指定にするかというのはしっかり判断していきたいというところで考えております。

なお、紙巻きたばここと電子たばここという言い方が、電子たばここといいますのは、加熱式ですかね、今、紙巻きと加熱式と電子というものがあると思うのですけれども、やはり、結構皆さん吸われて、率が高くなっているのが加熱式のほうだとは思いますが、品川区は加熱式もずっと規制の対象としてやっているのですけれど、他区では今、加熱式も含めましょうという動きがあるのです。実際、電子たばこ、水蒸気のほうというのは受動喫煙のほうの法令では定めに入れておりません。ですけれども、そこは実際、その水蒸気も独特の臭いがあるというところなのですが、やはりそういったところは規制には入らないのですけれども、ちょっとご配慮をお願いしますと申入れになるのかなとは思いますが。実際、規制をかけるときは確認はさせていただきます。それで、何を吸っているか商品等をきちんと確認した上で、規制対象なのか外なのかというところは判断した上で指導、取締り等をしていくというところで考えております。

○石田（し）委員

それぞれありがとうございます。喫煙所に関しては、やはりほかの条例等との整合性を合わせるのであれば、区長が定めるどうこうの前に、受動喫煙がゼロにはならないというのだけれど、それに近づけるべきなのだから、それはやはり密閉性の高いものにしていったりという、そういう方向性を持ってぜひ取り組んでいただきたいなと思います。これは要望です。

もう一個のほうですが、いわゆる、世の中にはいろいろなものが出てきているのです。それで、1つの規制をすると、逃げ道ではないけれどそういうのも出てくるわけです。これは確かに追いついていってしまうのだけれど、改正をするのであれば、そこも踏まえてきちんと考えていかなければ、その加熱式用具が出たときにも区のほうには言いましたが、ではどうするのだと。例えば、歩行喫煙の一番の問題点は、やはり子どもの顔に近いから危険だというのが、一番でもないけれど大きな目的の一つだったわけです。

それが、例えば加熱式だとそれはもうなくなるわけです。害も、例えば、いわゆる紙たばこよりはなによりとされている。その科学的根拠がどこにあるのか分からないけれど、臭いも含めて言われていた

りもするわけです。では今度、水蒸気なんてもう何もないですよ、になってしまうわけです。だけれど、それを見分ける判断もない。吸っている人が、僕は水蒸気を吸っていますと書いて歩いているわけではないから。その辺も含めて、ではもう水蒸気も駄目ですよというのだったら、それは何となく周知をしていってあげないと。

僕もそうだったのだけれど、結構水蒸気を吸っている人はたばこをやめる人なのです。たばこをやめようと思って、だけれど何となくまだあれだからといって、そのやめる段階の人が結構多かったです。そこでまた、町なかで注意されたりするといろいろな影響もなくはないので、そういったものをぜひ、当事者とかの声も聞きながら、難しいのですけれど、口から煙みたいなものを出すならもう禁止だというような、どこかで、その一番下のところで、括弧でもいいから、そのぐらいやらないと、結構これは取り締まるほうの人とけんかになります。

そういうのも、事前にその防止ができるのだから、そういうただし書きみたいなものを少し書くなり工夫をしながらやったほうが、トラブルを引き起こさないようにもなるし、そういった、やめようと思っている人たちの気も害さないで済むし、いろいろメリットがあると思うので、ぜひその辺は、時代が変わっているいろいろなものが変わっているので、それに対応できるものにしていただきたいと、これも要望で終わりますが、ぜひよろしくをお願いします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○せお委員

新旧対照表の最後の5ページのところで、1万円以下の過料に処するとあって、ごめんなさい、全然法律の知識がないので分からないのですけれど、1万円以下というのは5,000円とか3,000円とか、そういうものがあるのか。それと、それは誰が決めるのか教えていただきたい。

あと、先ほどお話があったところで、以前というか今までは、推進地区だけ見回りしていたところ、それが全域に変わるということですが、それは現在、誰が見回りしていて、それは今後、この7月1日から人を増やしていくのか、そこら辺を教えてください。

○河合生活安全担当課長

1点目の過料1万円以下というところは、規則のほうで1,000円というところで、現在やっているところでございます。

後段の質問は過料の取締りの人員のことでよろしかったですか。

○せお委員

はい。

○河合生活安全担当課長

過料の徴収の人員は、今のところ増員は考えておりません。対象の地区も増えませんので、そこは増やしません。その代わりに、全域の禁止となりますので、今現在の体制は、青色防犯パトロールカーで回っているサポート隊と、あとシルバー人材センターのほうに委託するような形で声かけをやっているのですけれども、それでは足りませんので、来年度予算のほうで警備員の委託というものを今、検討しているところでございます。

○高橋（伸）委員長

課長、過料のことだけれど、1万円以下で、今、1,000円とおっしゃっていたのだけれど、その決め方というのは、どういう決め方をされているのですか。

○河合生活安全担当課長

決め方は、区長の決定になりますので、主管課のほうでその方針で、区長の決定を取っているところ
でございます。現在は1,000円というところで定めている状況でございます。

○せお委員

では、この1万円以下という書き方は、そういう法律的なところだとか、それは1,000円で決定
しているのに、これは1,000円と書かないのですか。ごめんなさい、分からなくてすみません。

○河合生活安全担当課長

過料は条例のほうでは1万円以下としておいて、その状況に応じて増減が見込まれる部分があります
ので、そこは、そういった情勢で対応できるように下位法令のほうでその金額を定めるという形でやる
というところで、明確にしたときに、改正するときは条例を改正しなければいけなくなるので、そう
いったところで1万円以下というところにしておいて、改正がその状況に応じてできるような形で、法
的にはなっている、条例的にはなっている形になります。

○せお委員

1,000円、安いなと思ってしまったのですけれど、それは今後進めていく中で、何か課題などが
現れたら少し検討していただきたいなというところがあります。それで、先ほど、取り締まる方々が
いろいろなところに声かけしてくださっているということで、本当にそれはすごく大変だと思うので、あ
と、来年度予算をつけているということですか、ちょっと、予算書を見たのですが分からなかったので、
どこら辺にそれをつけているのかだけ、最後に教えていただけますか。

○河合生活安全担当課長

予算書の一番上のところに啓発の部分があると思うのですけれども、そこに含まれています。なので、
去年と比較すると少し増額になっていると思いますので、そこに含まれています。あと、路面表示等の
維持管理というところも大きく増加になっているのですが、そこは既存の路面表示を変えなければいけ
ない部分もありますので、そういったところが増額になっていると思いますので、確認していただけれ
ばと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○おぎの委員

前回、この条例改正の前に、パブリックコメント等の結果が上がっていたとき、最後のほうで、民間
で喫煙所を整備する場合の助成の話などが出ていたと思うのですけれども、これは、令和6年度は一応
目標は1件だったのですが、今、民間の整備の件とかというのはどんな感じになっているのですか。

○河合生活安全担当課長

民間公衆喫煙所の助成関係につきましては、助成率の引上げ等を踏まえまして、新規設置の件数も前
年度と比較して増加と、あと、維持管理、既存のところでも協力していただけたところがあったときに、
維持管理の助成ができるように、そういった件数も大きく増加させて今、要求している状況です。次の
審議でいただくという形になっております。

○おぎの委員

私はたばこを吸わないですが、やはり売っている以上、吸われる方の場所も確保してあげないといけ
ないなというのはありますので、進めていっていただきたいなと思います。

○高橋（伸）委員長

よろしいですか。ほかにございますか。

○藤原委員

今回第17号議案で、このように、条例の一部を改正する条例という形で出ているのですが、区が定める条例は数多くありますが、課長はこの条例を設定する大事さ、条例とはをどのように考えていますか。

○河合生活安全担当課長

やはり、法と都条例、区条例と下がってきますけれども、その場所の実態に即した条例というものになりますので、区行政として、区としてはやはり重要な条例というところで、区の実態に即したものというところで、やはりそういう存在であると認識しております。

○藤原委員

自治体の中で品川区というのは区民にとって一番身近な行政ですよ。先ほど言ったとおり、法があって条例をつくって下りてくるという形だと私は思っていて、条例は物すごく、行政をしていく上で大事なことだと思っています。課長もそれによろしいと思うのですけれども。

それで、今回こういうふうに歩行喫煙に関して出てきて、規制の強化が図れるのだなと思っていますが、ここに出てくる「空き缶等」の「空き缶」、同じ条例の中に入っているのですけれども、その条例の中で、自動販売機を設置した方はリサイクルボックスを自動販売機の横に設置しなさいというようになっていますよね。しかし、品川区内を見ても、自動販売機があってもリサイクルボックスが設置されていないところというのを私は見るのです。ですよ。そういうのが間違いなくあります。

私は何回か質問してきました。条例がきちんと設置されているのに、条例どおりになっていないではないかという質問をしてきました。要望もしてきました。ですけれども、何年たっても、一番最初に質問してから、同じ場所にも同じ自動販売機の横にもリサイクルボックスは設置されていません。条例があるにもかかわらず、一体行政は、そして私が質問して要望もしているのに、それが実現されていません。条例はあります。条例のようにはなっていません。

これは課長、いかがなものか。なぜそういうふうに何うかという、こうやって今日、これからいろいろ審議されて、結果が出て、本会議で決まるといろいろなっていくのですけれども、条例の設定というのは物すごく大事だと思っています。区の行政をすることにおいて条例というのは大事なのに、何年もその条例が守られていませんよという質問を議員としてしているのに、それが改善されない。これ、どういうふうに考えますか。

○河合生活安全担当課長

自動販売機の空き缶の回収ボックスに関しましては、設置されていないところがある、設置されていても空き缶だらけになっているという、環境を害する場所もあると思うのですけれども、実際、行政のほうで正式な条例による指導というのは、環境を害していると認められる場合に指導するという形になっているのですけれども、そういう関係で、実際、ないところに空き缶が放置されているといったときには、なぜ設置されていないのかということを確認するということもありました。実際、設置していたのだけれど壊れてしまっていてなくなっていましたということもあつたりはするのですが、実際に、環境を害しているという、委員が今おっしゃられた、設置されていない、空き缶が放置されているということでありましたら、どんどんこちらのほうにお話をいただければと思います。

実際、条例に基づいて指導を入れるとかそういったことは、こちらでも現場を確認してやらせていただきますので、実際、結構盛り場のところでも、ボックスを1個設置してくれているのだけれども、利

用者以上に、もう、買われたり、また、難しいのですが、ほかのところから持ってきて捨てる方もいらっしゃるのでは、あふれてしまうという現状もあるので、そういったところは、設置者のほうにどういった状況で今、そうやってあふれてしまっているのかということを確認して、実際にほかから持ってきてしまうので収まり切らないのですということでは、でも、やはり環境が乱れていますので、そこは回収の頻度を多くしてくださいとか、そういった申入れというのはこれまでも続けているところがございます。

なので、そういう環境に、実態に応じて、そういったところは申入れ等の指導というのをしっかりやっていきたいと考えております。

○藤原委員

条例を読んでも「環境に」と出てこないのです。今、課長の答弁だと、環境が缶だらけになっていたら指導すると言ったけれど、そうではないです。条例には設置すると書いてあるのです。リサイクルボックスという缶のリサイクルのためのボックスを設置するとなっていて、条例に、環境を著しく悪化させるとかそのような文は入っていない。

つまり、何が言いたいかという、条例に出ているのは、同じことを何回も言いますが、条例では、自動販売機を設置したらリサイクルボックスを設置しなさいとなっているのです。だから条例というのは大事ですよと言っている。先ほど課長ご自身もお話ししてくれましたよね。リサイクルボックスがそこになから、違うところのリサイクルボックスに入れるから入らなくなってしまって、という形になっているわけではないですか。

まず、最初の一步ですよ。条例で決めたことをきちんと守っていただくというのが行政ですよ。課長、それでいいですよ。それは何かというと、リサイクルボックスを置きなさいと条例の中に入っているのです。だから、リサイクルボックスが満タンになってしまったからという環境とかいう前に、自動販売機をつくったらリサイクルボックスを置きなさいというのが条例のまず、第一歩ではないですか。だからその条例を守っていただかないと、また、条例というのはそういうものなのだというふうにしてくださらないと、せっかく今日、こうやって区民委員会に入ってきて条例を改正しますといったって、本当にこの条例が改正しても、これからやるわけですからまだ通っていないですよ、でも、どういう効果が出てくるのかといったら、改正しただけでとなくなってしまったらいけないとは思っているのです。この条例を担保に行政をしていくわけですから。だからその辺についてきちんと答弁してください。

○河合生活安全担当課長

まず、事業者の責務として設置しなさいというところになっておりますので、命令のところ、著しく環境を害するという条文にはなっておりますけれども、委員のご指摘のとおり、そういった責務のほうで、目的に沿って、申入れという形にはなりますが、指導ですか、そういったところでないところは対応していこうかと思っております。その代わり、命令的なもの、設置しなさいよというのは環境を害するところが正式に条文になっておりますので、目的を達成するための指導という形で、そういったところは対応していきたいと考えております。

○藤原委員

最後に、課長、私の一つの課題として、まだ今年度終わっていないですけれども、また、これから来年度予算特別委員会が始まるので、これについても予算特別委員会で伺おうとは思っているのですが、その辺について、条例がかかっているわけですから、これは大事なことだと思うのです。だから条例を

どう守っていくかというのがやはり行政職員としては大事だと思っておりますので、そこはよろしくお願いたします。

○河合生活安全担当課長

委員からご指摘がありました、そういった、実際、条例で定められているのだからしっかり履行されるようにというところで、そういった視点でもって、こちらも条例に、定めにとってそういった対応はしていきたいと考えております。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

○吉田副委員長

私から2点伺いたいと思います。

1つは、先ほどの質疑の中に出てきたと思うのですが、公共の場所の概念です。思い起こすと、何年前だったか、やはりたばこの害のことについて、生活者ネットワークのほうにご相談の電話があって、それが、私立の保育園だったか幼稚園だったかでの、主に保護者の喫煙だったのです。保育園だったか幼稚園だったか、それが公共の場ではないとは言えないのかなと思うのと、そのときのご相談はたしか、その中に喫煙場所が用意されているのだけれど、その煙が保育園の外に漏れてくるわけです。こういうのは、この条例の改正によって規制の対象になるのかどうかというのを伺いたいというのが1点と、それから、よく分からないのが、罰則なしの禁止規定は、罰則がなくてどうやって効果を見込むのかなという、その2点について伺います。

○河合生活安全担当課長

今、例として保育園の中の喫煙所からの煙の流出ということになるのですが、こちらは今回の条例では規制対象外になります。健康増進法のほうで、やはりそういったところの煙の流出の防止といった申入れというのは、行政としてもやらなければいけませんので、この条例の規制というところではなく、吸う方だけではなくてそういった喫煙所の設置のほうの管理、そういったところは申入れを行っていく予定でございます。

また、罰則なしでの効果的な部分ですけれども、これまで努力義務というところでは、やはり喫煙されている方も、立ち止まっては吸えるという認識の下、行っておりますので、結構喫煙に関しては意識が変わってきていますので、やはり一定の効果は見込めると思います。実際、今までは、立ち止まって吸っているときというのは、苦情があったら、苦情もありますのでちょっとやめていただけますかという申入れだった部分が、正式に駄目ですという指導になりますので、そういった効果は見込めると考えております。

なかなか、推進地区でも過料箇所、罰則ありのところ吸われている方というのは、そこがなかなか難しいのですけれども、実際、推進地区のところ働いていたり住んでいる方が、そこから外れて、推進地区以外のところで規制がかかっていないから吸われている方というのもいらっしゃいますので、そういったところではやはり、禁止になるというところで効果は見込めると考えております。

○吉田副委員長

分かりました。その幼稚園だったか保育園だったかというのはご相談いただいたのが大分前なので、ご相談者の方はとっくにお子さんもう卒園なりされてしまったと思うのですが、また、そういう特に園児たちがいる場所というのもあったので、今後そういうようなご相談があったらそのようにお答えしたいと思います。

罰則なしの禁止規定については、分かりました。今後、どの程度の効果が見込めるか私たちも注視していきたいと思います。ありがとうございました。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

すみません、1点だけ最後、確認したいのですが、喫煙所は増やしていく方向ということでよろしいのですか。それによって、このいわゆる条例に対してどうしようかなという判断をするので、喫煙所は基本的に増やしていくという思いでやっているのかどうかだけ教えてください。

○河合生活安全担当課長

結論は、今現状より増やすのは間違いなく増やしますけれども、喫煙者が納得できるというところの基準ではないと思いますので、その適正な配置というのは、やはり今現在、推進地区にしかありませんので、全体の駅周辺とかそういったところというのは増やしていく方向で考えております。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入る前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○せお委員

賛成です。

○ゆきた委員

賛成です。

○吉田副委員長

幾つか疑問点があったのですが、今日のご答弁で、取りあえず納得できたということで、賛成いたします。

○安藤委員

受動喫煙をなくし、非喫煙者の健康を守ることに資する改正のため、賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○高橋（伸）委員長

それでは、これより、第17号議案、品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てる防止に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 第18号議案 品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

○高橋（伸）委員長

次に、(2)第18号議案、品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林地域産業振興課長

続きまして、私からは、第18号議案、品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、最初に、本条例の内容と今回の改正趣旨についてご説明いたします。品川区では、区内中小企業が金融機関から借入れをする際、事業者の皆さんからの申請に応じて、区からあつ旋状を発行しております。これに基づいて実際に融資が実行された場合、区が金利返済や信用保証料の支払に対する支援を行うことによりまして、資金調達を行いやすくする融資あつ旋事業を行っております。

この取組は、今回の事案である融資あつ旋条例に基づいて行っているところをごさいます、条例の第1条では、中小企業基本法などの定義に即して、対象となる中小企業や小規模事業者の範囲を規定するとともに、条例の第3条では、借入れ目的別にあつ旋資金の種類を個別に列記するなどしております。

今般の改正趣旨でございますけれども、資料の1番に記載のとおり、区内中小企業の新たなチャレンジや先進的取組を促進することを目的としまして、融資あつ旋の種類として、チャレンジ支援資金というものを設けまして、DX・GX、これはデジタルですとか、環境の取組でございますが、こういった取組のほか、新規市場展開などでの融資返済支援を行うことにより、区内産業の活性化や事業成長を後押しするものでございます。

次に、チャレンジ支援資金の概要でございますが、対象者は資料2の(2)に記載のとおり、法人、個人事業主、全業種を対象としています。(3)の限度額は最大で5,000万円までとしています。

(4)の利率ですが、1.6%以内と条例に定めまして、この金利を全て区が負担する仕組みとしております。(5)の返済期間は7年以内、(6)の信用保証料につきましても、全て区が負担することとしております。

その下の米印に関する説明となりますが、これまで、環境対策目的の借入れについては、条例の第3条、席上配付されております新旧対照表をご覧くださいなのですが、5ページの右側、改正前の5番をご覧くださいなのですが、ここに記載されている環境対策資金により対応しておりました。また、新規事業展開目的の借入れについては、これまで、同じく新旧対照表5ページ、右側の6番にある事業活性化資金により対応しておりました。今般の条例改正に伴いまして、そのさらに次のページ、6ページの左側の11番、チャレンジ支援資金というものが新たに追加されることにより、事業者の皆さんは今までより有利な条件で借入れを行うことが可能になるため、この両資金に関する規定は今回の条例改正に合わせまして削除することとしております。

元の説明資料に戻りまして、3のその他の規定整備等についてですが、国の中小企業基本法など国の法令改正に伴い、中小企業者、小規模事業者の範囲が一部見直されておりますため、今回、条例の関係

規定もこれに合わせるために併せて改正いたします。

また、第3条の部分です。ここにあっ旋資金の種類、幾つかの資金の種類が列記されております。この表の中に利率が規定されております。改正前につきましては、かつての金利水準に沿って7%や6%といった高い金利が上限とされておりました。ただ、これはあくまで上限金利として定めていたものでございまして、実際に最近行っている融資あっ旋につきましては、これよりもはるかに低い、1%台の借入金利で融資が行われています。金利に関する規定も、現在の金利水準に即して改正することとしております。

次に、4の施行予定日ですけれども、令和7年4月1日を開始日としております。

この改正内容につきましては、ただいまご説明した内容が別添の新旧対照表に反映されているところでございます。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○安藤委員

今回のこのチャレンジ支援というところで、対象になるような取組は、例えばどのようなものが考えられるのかというのを幾つか教えていただきたいというのが1つと、それと予算ですが、プレス発表等を見ると、1億6,000万円ぐらいだと思うのですけれども、この想定している件数ですとか、1件当たりの金額というのは大体どれぐらいを想定しての1億6,000万円なのかというのを伺いすると、それと、3つ目は財源ですが、こちらは補助金などはあるのか、区の単費ではないかと思うのですが、そこら辺について確認させてください。

○小林地域産業振興課長

まず、3点ご質問いただきました。どういった取組が対象となるかというところでございます。例えば、環境対策目的の借入れというところで申し上げますと、運送事業者の方が、低公害車、環境に優しいような車、そういったものを設備投資として導入する、あるいは、DXというところで申し上げますと、製造現場におきましてデジタル対応のソフトウェアを入れる、さらにはロボットを導入して人手不足に対応するような取組、こういった際の資金の借入れについて、このチャレンジ支援資金を使って、取組をさらに進めることができると考えております。

また、予算の想定件数については、ひとまず、我々としては50件を想定してございます。この中で、実際に年度内のどのタイミングで借入れを行うかなどによって予算規模も変わってくるのですけれども、今まで、我々がこのメニュー以外に行ってきた融資あっ旋というのが大体、1件当たり平均すると1,000万円ぐらいの借入れというものが行われています。実際には、それよりも低い金額の借入れも可能としておりますけれども、すべての融資メニューを加味すれば、これぐらいが平均金額となるのではないかと考えております。

また、補助金につきましては、基本的に区の単費でこういった取組を実施しているところでございます。

○安藤委員

では、単価としては、1件当たりの平均の借入額としては1,000万円ぐらいではないかということを見込んで、その1.6%等を区が負担するというような予算の想定だということと理解いたしました。

た。

あと、その改正趣旨ですけれど、最後に区内産業の活性化や事業成長とあるのですが、かなり漠然としているなどと思ひまして、最終的な目標としては何なのかなど、例えば雇用を増やすとか、あるいは賃上げしてもらうとか、地域経済循環を達成するとか、あるいは品川区に入ってくる税収を増やしたいとかいろいろあると思うのですけれど、それについてもう少し目標について教えてもらいたいです。

○小林地域産業振興課長

ただいま、この取組の趣旨についてのご質問がございました。今おっしゃられたとおり、こういった取組を通じて、中小企業にいかにか体をつけていただくかというところが大事だと思っております。また、雇用の創出ですとか、最終的には賃上げですとか、もちろん税収というところもございすけれども、中小企業にとって体をつけていただく、実際に資金調達をやりやすくする中で、そういった新しい取組を一つでも後押しするというところが目的でございます。

○石田（し）委員

チャレンジ支援資金を創設することによって、類似の資金、いわゆる環境対策資金と事業活性化資金をやめるということですね。これまで、この2つの資金というのはどのような方たちが利用されていたのか、分かたら大体でいいのでその件数を教えていただきたいと思ひます。

○小林地域産業振興課長

どういふに利用されてきたかについて、今回の条例改正の趣旨について触れますと、政府のほうで、脱炭素ですとか、カーボンニュートラルといった取組目標はあれども、この部分に特化して先進的な取組をやっている中小企業の事例というのは、ほとんどなかったところでございます。我々としては、これまでこの環境対策資金では、一定の金利負担は事業者に求めていたところですが、いろいろお聞きすると、大企業はできるけれども、中小企業にとってはなかなかこういう新しい取組はリスクがあつてやりにくいというようなお声もいただいたところなんです。このため、金利負担の面でさらに区が負担軽減をする、そういう中で、資金調達をやりやすくすることによって、政府が目指すような方向、最終的にはSDGsや地域にプラスになるような取組を少しでも後押しするということで、新たな条件で支援していきたいと考えているところでございます。

○石田（し）委員

件数は分かりますか。

〔「環境の資金」と呼ぶ者あり〕

○小林地域産業振興課長

環境資金については、これまでの活用は、直近ゼロ件でございましたので、こういう取組を後押ししたいというものです。

○石田（し）委員

時代の変化に即して、そういった資金の在り方を変えていくというのはとてもいいことだと思ひるので、ぜひこの新しい支援がいろいろな企業の後押しになっていくことを祈るばかりであります。チャレンジ支援と聞くと、いろいろなことをイメージするというか、基本的には何でもチャレンジになってしまうから、何で駄目なのだというふうに、例えばさっき、ほかの委員からあつたけれど、賃上げだつて中小企業からすると一つのチャレンジなのです。

もう実は今、お話があつたみたいに、今まで国も含めて様々な方向性を示してきているけれど、それに合致しているものがないから今回新たにつくっていただいているということで、非常にすばらしい取

組だと思うけれど、この賃上げとかもまさにそうで、もちろん大企業とかで一定、昨年は30年ぶりだ、35年ぶりだといって5%上がったというけれど、では中小企業に目を向けたらそうではなくて、中小企業で今賃上げをできるかといったら、もう結構厳しいわけです。

というときに、ある意味チャレンジで賃上げをして、従業員を確保したり増やしたりといった部分に関して支援をしていただきたいと思いますと思うのですが、そういった部分というのは、これいっぱいいろいろと羅列されているのだけれど、どこかに当たるものはあるのですか。教えてください。

○小林地域産業振興課長

今回、お示ししている条例の中にいろいろな融資資金の種類を規定してございますけれども、現在この中で一番使われているのが、小規模企業特別事業資金でして、その名前のおおりに、中小企業の中でも、さらに従業員が小さい規模、そういう方向けの特別メニューというのがございます。その融資では設備資金のほか、運転資金も可能となっております、賃上げや、その資金繰りも含めて対応するような取組があります。委員が今おっしゃられたように、チャレンジ支援資金の中で、そういった新たな取組とセットで賃上げをやるというような場合については、審査をきちんとしながら、金融機関に対して区からあつ旋状を出して、対応していきたいと考えております。

○石田（し）委員

ぜひ、きめ細やかに、いろいろな企業があつて、いろいろな悩みがあると思うので、できる限り、各事業者に合うようなメニューをぜひつくっていただければと思います。ありがとうございました。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○せお委員

分からなかったのでお聞きしたいのですが、全然別の場所で、この前、事務事業評価の結果、これは令和4年度事業の見直しをしたのが令和6年2月に出ていて、削減とか何の事業を廃止してとか見直ししてという一覧があつて、その中の、不用額がある事業の見直しの中で中小企業事業資金融資あつ旋（物価高騰等総合支援資金）が実績に応じた事業規模の見直しと出ているのですけれど、これはまた、別物であつて、これはどう見直して、これと今回との関係というのはどうなってくるのかというのを教えてもらっていいですか。

○小林地域産業振興課長

ただいま委員からご指摘のありました、物価高騰の部分でございますけれども、これは、今回の新旧対照表の中で申し上げますと、6ページの最後、12番に緊急資金というものがございます。この中で、物価高騰への対応をしているものでございます。先ほど申し上げましたように、中小企業の資金繰りで今一番使われているのは、小規模企業特別事業資金ですけれども、これに加えて直近、プラスの別枠として物価高騰対応の資金枠を設けておりました。

物価高騰でも多くの事業者に使っていただいておりますけれども、小規模企業の特別資金の借入れ枠が2,000万円ありまして、実際満額使われている方というのはそこまで多くなくて、この緊急資金の枠については一旦見直すこととしました。チャレンジ支援資金を今回追加しつつ、引き続きこの小規模企業特別事業資金を通じて、いわゆる資金繰りの部分か、設備資金の部分もしっかり対応してまいります。こうした中小企業の借入れ実績も踏まえた今回の見直し対応ということでございます。

○せお委員

本当に、前提としてそれぞれのこの支援というのはすごく大切だし重要なものなので、引き続きやっ

ていただきたいなと思うところですが、そうやって、この事業に限らずですが、やはり少し重なっている事業が増えてきているなどというのは感じてはいたので、こうやって見直ししていただいて、統括するなり、規模を見直したりとか、そういったところをやっていただいているというのは本当に効果的、区民の方にも分かりやすくもなりますし、あとは職員の業務的にもやりやすくなるのかなと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

○藤原委員

これ7年以内だったら、いわゆるゼロゼロ融資とっていてよろしいのでしょうか。

○小林地域産業振興課長

ただいま藤原委員からお話があったゼロゼロ融資というのが、特にコロナの時期に、金利の部分、あるいは無担保・無保証ということも含めてゼロゼロと呼ばれておりました。主に国の公庫などでの資金の借入れの際、ゼロゼロ融資という言い方をしましたけれど、今回我々も金利負担の部分に加えて、信用保証料の部分も区が負担する、事業者にとっては両方の負担がゼロという形になるような、新たに借りやすいメニューをつくったということでございます。

○藤原委員

少し細かい質問ですが、先ほど課長の答弁で、運送会社が環境を考えるとトラックを替えるとか、あとロボットとかの話もあったではないですか。細かいですが、例えば、土木系の会社や個人がトラックを替えるとか、あと、ロボットとかを介護事業所で入れるとかというようなことに関しても、これが通れば、使えるとっていてよろしいのでしょうか。

○小林地域産業振興課長

今回の融資あっ旋については、全業種、法人、個人事業主の方問わず、ということで設定しておりますので、この目的に合致する取組についてしっかり対応してまいります。

○藤原委員

すると、何でもチャレンジすれば出ると。何か、チャレンジというと、創業支援、創業するのに限られているような、イメージですよ。よく質疑を聞いていて分かったのですが、確認をしたのですが、そういうことでいいのでしょうか。

○小林地域産業振興課長

これまでの融資あっ旋メニューでは、資金繰り、主に運転資金の確保が大事でしたので、窓口に来られた場合に品川区の場合は即日、その日にあっ旋状を出すという、これは他の区よりも、スピード感を持って対応してきたものでございます。今回のチャレンジ支援資金につきましては、それよりは少し長い取組として、相談員がきちんと事業計画も見た上で、伴走的支援といいますか、伴走的なアドバイスも行った上で対応します。このため、これについては即日の交付ということではなく、事前の経営相談をしっかりと行った上であっ旋状を発出し、金融機関から借り入れていただく、その後の金利負担支援を区が引き続き行うという流れを考えております。

○藤原委員

第18号議案、これからどうなるかというのが決まっていくわけですが、やはり私は、このチャレンジ支援資金という資金の名称を読むと、創業支援の担当課長から答弁いただかないといけない気持ちになってしまうのです。この資金、この第18号議案が可決された時点でいろいろ、創業支援セ

ンターも含め、創業支援という意味でこの資金というのは物すごく活用されていかなくてはいけないと思うのですけれども、創業支援を担当している課長として、その辺はどのように活用していくかも含めてお考えになっているか、答弁していただけますか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今ご質問いただいた件でございます。こちらのチャレンジ支援資金は新規事業展開を図るものも対象経費となっております。スタートアップ企業や創業者は、新しい市場、新しいサービスを世の中に展開していくこととなりますので、この資金の対象にはもちろん合致していくと思われま。そういった方たちが資金調達や、チャレンジをしやすい環境を整えていくため、担当課長としても周知に努めてまいりたいと思っております。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○せお委員

賛成です。

○ゆきた委員

賛成です。

○吉田副委員長

今、皆さんの質疑の中で、もうこれは賛成というふうに思ったのですが、私自身はずっと環境の問題をやっていて、環境のことはすごく大事だけれど、事業と考えるとそこに取り組むのはなかなか、事業面でそれがもうけにつながるとするのは難しい、むしろコストになってしまうということはもう、よく承知していますので、その辺がここに盛り込まれたということは評価して、賛成といたします。

○安藤委員

区内中小企業の新たな取組ですとか、資金調達に資する改正なので、賛成です。

○藤原委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○高橋（伸）委員長

それでは、これより、第18号議案、品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年請願第5号 「選択的夫婦別姓制度の早期実現を国に求める意見書」提出を求める請願

○高橋（伸）委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を再度行います。

それでは、(1)令和7年請願第5号、「選択的夫婦別姓制度の早期実現を国に求める意見書」提出を求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○高橋（伸）委員長

朗読が終わりました。

本件は、「選択的夫婦別姓制度の早期実現を国に求める意見書」を区議会から提出することを求めるものでございます。区議会として意見書を提出するか、しないかということですので、理事者の説明や、理事者に対する質疑を求めるのではなく、委員間での討議を行いたいと考えております。

なお、選択的夫婦別姓に関する意見書については、本定例会3日目の2月21日に「選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書」を賛成多数で既に議決しております。その点も踏まえて、ご意見等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

先日の本会議で、熟議をという、国会での議論を促す意見書が提出されましたけれど、私たちとしても、それにとどまらず、今回、区民の方からこういった請願が出されました。早期導入を求めている意見書というのはやはり出すべきだと思うのです。こちらにも書いていますけれど、実際に姓を変更しているのは96%が女性であるというのが現状で、これは明らかに間接差別ということで、その成立はジェンダー平等社会実現のために大きな課題の一つだと私は思います。

国民に聞いても6割が制度の導入に賛成ということですし、反対は2割ぐらいになっています。やはり選択的というのが一つのポイントでもあって、強制する今の制度は本当に駄目だと思うのですけれども、こちらは強制ではないということで、しかも今、多様性、ダイバーシティということも言われますが、本当にもう、特に若い世代になればなるほど、生き方というのは、その人らしくというのがすごく尊重されるご時世になっていると思います。なので、こうした世論調査に反映されているのだと思います。

日本経団連も昨年6月、早期実現を求める提言まで発表したということで、ここにも紹介されているように調査もしたということで、経団連の調査で、海外でのホテルのチェックイン時にトラブルになったり、クレジットカードを作れなかったりする事例があったと。旧姓を使い続けるために形式的に離婚したという声も、この経団連が行った調査に寄せられているということで、やはり、以上のことから、選択的夫婦別姓を導入すべきだと思いますし、意見書を出すべきだと私も思って、共産党としても思っています。

ぜひ、委員長からもありましたように、委員間討議でこちらをどうするかという結論を出すということなので、最後に結論を出される、意見を出されるのですが、その後、態度表明なので、それに対して

質疑ができないのです。ですから、私はこの時点で意見を言いましたので、皆さんからもぜひお伺いしたいと思います。そして、紹介議員に副委員長がなっておられますので、ぜひその思いも聞かせていただきたいですし、あと、副委員長が所属する会派内での議論なども、どのような議論が行われたのかなども含めて、ぜひご紹介いただきたいなと思っています。

○高橋（伸）委員長

ほかにご発言ございますでしょうか。

○おぎの委員

私は、この選択的夫婦別姓制度に反対します。理由としまして、女性差別ではないかという話が今出たのですけれども、現状は話し合って決めるとなっているのです、一方的にそっちになったとか、それは話し合いの結果であって、今、男性も女性も既に平等な位置にいると私は思っています。なので、特にその点に関して女性がすごく差別だというのは、その点に関しては私は感じていません。

そして、選択的だから、便利になるから選べる範囲が増えていいのではないかという意見ありますけれども、子どもの視点が完全に抜けているなと思っています、選択的夫婦別姓というのは強制的親子別姓になるわけで、子どもに今、家に帰ってお父さん、お母さんと名前変わるけれどいい、と聞いたら、みんな嫌だと言います。でも、子どもはそれを自分で決められないではないですか。お母さんが働きやすいようにというのはありますけれども、だったら女性が働きやすいように、通称の使用、旧姓の使用の範囲をしっかりと拡大していけばいいという話なので、これを女性が働きづらいからというので変えるというのは、少し安易ではないかなという、子ども条例もありますし、子どもの権利もありますので、ここで今、これを決めるというのはやはり、まだ議論が尽くされていないのではないかなという部分を感じます。

あと、日本だけがこの制度だということをおっしゃっていますけれども、いい制度だから残っているのです。日本の戸籍制度は、親のどこから出てどこが新しく作って、と双方にもきちんと記録が残るしっかりした制度で、この日本のやり方がいいから残っていると私は思うのです。なので、何でもかんでも世界基準に合わせなくても、多様性というのであれば、世界の中で、ファミリーネームを持つ国日本、それも多様性の一つだと思うので、世界と違うから遅れているとかという感じではないかなと思っています。

今回、意見書を出すに当たって、その前に既に「選択的夫婦別姓について議論を尽くすことを国会及び政府に求める意見書」のほうに私は一応賛成して提出者となりました。中身、文章自体にすごく納得しているわけではないのですが、やはり国でしっかりと議論されるべきものだと思いますので、そういったこととか法整備とかを含め、しっかりと国に議論していただきたいという意見も持って、今回の、早期に求める提案に関しては反対です。

○高橋（伸）委員長

ほかにごございますか。

○吉田副委員長

生活者ネットワークとしては、これはずっと求めてきたことなので、たしかこの方、何年か前に同じような内容で請願を出されていて、そのときも私が紹介議員になりました。

それで、私は夫の姓を選択いたしましたし、その時に特にそれに抵抗があったわけでもないのです。ただ、ずっと新聞報道とかを追っていますと、この議論については、もう随分前から選択的夫婦別姓を求める方たちがおられて、新聞の報道、何年かあるのですけれども、だんだんやはり反対が減っていくわ

けです。なので、このまま進めば、そのうち反対者はいなくなるな、みたいなのんきなことを考えていたのですが、やはり、現時点でアイデンティティの問題としてその女性が、多くは選んでいるということで、この辺につきましては、今おぎの委員もおっしゃったとおり、本来であれば、昔の家に入る戸籍ではないですから、新しく戸籍を2人で創設するのだから、そのときに、ではどっちにするという話合いが行われているはずなのです。はずなのですが、少なくとも、まだ私が結婚した当時というのは、もう全然、そこは夫の姓を名のるのが普通というような感じで進んできてしまったのが現状かなと思います。

私は在学中に結婚してしまったので、でも結局、そのとき私はやはり卒業証書は自分が生まれ育った姓で欲しくて、そっちで卒業証書、だから卒業資格をそっちで取ったのです。その後やはり、しまった、あのとき変えておけばよかったと、その後何か試験を受けたりするときに、受験資格と受験者の名前、名字が違うというのでこんなに面倒くさいことがあるのだというのをその時点で理解して、それで社会で仕事をしている。

だから、別に社会で仕事をしている人たちが実際不便を感じる機会が多いということであって、私自身はそのとき、本当にこんな手続を何で私がやらなければいけないのみたいなのはあったのです。やはりこれは、選択して、でもその不便は受け入れても同じ姓になりたいという人たちの自由を侵害するものではないので、その時点でそういう選択をするという権利が残されていれば、それでいいのではないかなと思いました。

先ほど、会派の中での意見ということでは、やはり会派の中では大変慎重な意見も出されました。おぎの委員と同じです、子どもさんの姓をどうするのというのが残っていますよね。どうするかというのは、そもそも名のり方がほかの世界は違いますから、ファミリーネームが長い国とかがあるではないですか、いっぱい連なっている。それで、日本はそれにはなじまないよねということで議論にはなったのですが、それこそやはり、この意見書を出して国で議論する中で、そこは国の制度のことですから議論していただくべきではないかなと私自身も思っています。

私も特に、これがベストですという意見はなくて、生まれて間もなく、生まれてすぐはどちらかの姓を親が選択して、しかるべき判断できる年齢になったら、ご本人、子ども本人がどちらかの姓を選択するという制度でいいのではないかなと私は思うのですけれど、それについても、私とかそれから請願者に求めることではないと思うのです。やはりそれこそは国が議論する中で、合意が得られやすい制度を決めていけばいいのではないかなと。そのためにもやはり、この、早期に実現することを求める意見書の提出は必要ではないかと思って、私は会派の中でも強く主張いたしまして、請願の紹介議員としてこの請願の提出に至ったというのが、会派の中での議論です。

○高橋（伸）委員長

ほかにご発言ございますでしょうか。

○安藤委員

すみません、いろいろご意見を聞かせていただいて、すごく認識が深まるといいですかあれなのですが、最後に、副委員長のところ、会派の中で話し合っただけで会派として請願の紹介議員になるということを知られたという認識でいいのか、そこを確認したいのです。

○吉田副委員長

強く主張いたしました。会派ですので、意見が分かれて、私のほうが譲る場合があるというか、あれなのですけれど、このたびについては、この主張は生活者ネットワークとしてその会派に参加している

以上、生活者ネットワークとしてずっと主張してきたことですので、私が紹介議員になるということのある意味宣言をいたしまして、提出になりました。

○安藤委員

宣言ということなので、それは了解されたという判断はできないということになってしまいますけれど、それで会派としては、それについては、細かくて申し訳ない、ただ大事な点であると思うので、もう1回聞かせください。

○吉田副委員長

宣言はしましたけれど、宣言が受け入れられたということで今日の提出に至っているわけですから。

○安藤委員

なるほど、そういう言い方もありますね。

それで、ごめんなさい、おぎの委員からの意見を聞かせていただいてありがとうございます。少し思ったのが、それぞれのご意見を出していただくというのはすごく大事なことだと思うのですが、話し合っただけで決める、副委員長からもありましたが、話し合っただけで決めるというのはルールですけれども、実際にこれは、調査もあったと思うのです。実際話し合いましたか。話し合われていないというのがほとんどだったと思うのです。私が間接的差別と言ったのはそういうことなのです。

恥ずかしながら私も、結婚をしている身なのですが、パートナーのほうが私の姓になっています。それで、どこまでそのとき話し合っただけで、話し合っていないわけではないのですが、そのときにどこまでパートナーの思いを酌んだのだろうかというのは、形式的には話し合ったかもしれませんが、ただ、そこら辺の思いをはせなかったというのがやはりジェンダー不平等の社会だと思っているので、そこら辺は、実態は違うのではないかなと思ったということ。

あと、お子さんにとってどうかということも、確かに、でも現実、今、子どもは、ステップファミリーとか、家族の在り方はとても多様になっているので、実態として、本当にもう絵に描いたような、これまでどおりの家族ではない、最初から名字が違うという家族もたくさん出てきているので、それはそんなに心配することはないのではないかと私は思うし、共産党としては、選択的夫婦別姓の実現、政策としてもこれを出しているのですけれども、成人になったらそのときに子どもに聞いて決める〔同日後刻に「子どもの出生時に定めることにし、子どもが18歳になった時点で本人の申出により変更できるようにする」と訂正あり〕というようなことを決めております、出しています。そういうことを思いました。

最後に、もう1回質問したいのですが、ジェンダー平等条例との関係です。ジェンダー平等条例が昨年全会一致で可決されていますけれども、この前文には「『ジェンダー平等』とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味している」という定義で、「ジェンダー平等は前進してきているものの、個人の希望や能力ではなく性別等によって生き方や働き方の選択肢や機会が決められてしまうなど、今なお固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会的慣行等が存在している」と書いてあります。それで、「性別等に起因した差別や暴力を受けることなく、多様な個人として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、ここにこの条例を制定する」とあるのですが、かなり、アイデンティティという話もありますけれど、自分らしく生きるということにおいて、やはり名前というものも非常に重要な要素だと私は思っているのです、こういうことを書いているのだと改めて読み直して思ったわけです。

それで、この前文だけではありません。第2条の定義ですとか、第3条の基本理念とか、あちこちにそういう、ジェンダー平等を進めるに当たって、選択的夫婦別姓というものが必要だということが言葉としては書いていないですが、もうそこかしこに書かれていると私は思うのです。なので、これを持つ議会としては、やはり選択的夫婦別姓の早期実現をというふうに声を上げていくというのは、この中身からすると当然の流れだと思うのです。そこら辺について、条例との関係では皆さんどういうふうに考えるかというのがもしあれば聞かせていただけるとありがたい。全会一致で可決されているという事実があるので、と思って少しご質問というか、もしご意見がある方は聞かせていただけるとありがたいなと思います。

○高橋（伸）委員長

ご発言ある方、いかがですか。

本日は、選択的夫婦別姓制度の早期実現を国に求める意見書についての請願でございますので、その点に関してご発言ある委員は、ありましたらご発言をお願いします。よろしいですか。

○石田（し）委員

今の安藤委員の整合性の話だけれど、別にジェンダー平等と、この夫婦別姓が整合性がある、ないというのは、例えば夫婦別姓に反対しているからといって、ジェンダー平等とか男女平等を否定しているわけでもないわけです。それはそもそも、その「性」と「姓」で違うわけで、男と女の性と、名前の姓と、だから、それは別に違う話で、僕も結婚して奥さんのほうが僕の姓に入りましたけれど、だからといって別に、彼女が彼女らしくなくなったのかといたら、僕はそうではないし、別に彼女は彼女なりの結婚の形として喜びを感じてくれているだろうし、いろいろな家族感もあるし、だと思うのです。

それで、今の時点で、だから選択的にしたらいいというのだけれど、今の時点でも、それなりに大きな変化はあったけれど、基本的には選択的なのです。各家族で。社会がどうかではなく各家族では選択的なわけです。それを選ぶ、選ばないはその2人の話合いの中であって、だからそこは議論をしたほうがいい、議論をしていくのはいいと思うし、ところが、今回のこの意見書に関しては、まず、この意見書の中身の中で、子どもの視点が入っていない。これはもう、我々からすると、もうその時点で、今のこれからの議論を進めるに対しては不十分であるということで、反対です。

さらに言うと、おぎの委員が大体、僕の言いたかったことを言っているのだからあれなのですが、世界がどうこうというのは、それは確かにそうなのです。世界はそうなのだけれど、この戸籍制度も日本独特の制度で、それは世界から見ればとてもすばらしい制度なのです。この歴史からすると、文化からすると。それで、これは世界では持っていないから、それは彼らは彼らの中で変更していったわけで、持っている人と持っていない人では、それはもう、やり方が変わってくるわけだから、僕はそれを持っている中でそれをどうやって維持発展させていくかというのは、やはりしっかりと考えていかなければいけないし、この夫婦別姓制度によって、例えばこの戸籍制度がもし万が一何か変なことが生じてしまうのだったら、それは変える必要もないし、きちんとこれでも大丈夫ですよというのであれば、それはやったほうがいい。

だから議論をきちんと尽くしたほうがいいというので、僕は、先ほどあった、この間の議会でも出ていました、その議論、国のほうで議論を尽くせというのがまず、大事なわけです。なので別に、この内容に関してはやはり、そういった部分も含めてしっかりと議論をしていくというのがとても重要。先ほど、安藤委員からアンケートの話がいろいろ出たけれど、逆に言うと、本当、昨日です、ある新聞社の調査では、通称使用拡大が51%過半数、反対を含め7割が導入否定的、子どもの調査に関しては、こ

れもほぼ半分以上が、小中学生の調査では嫌だというような判断。

だから、その調査によってももちろんいろいろ違うわけです。だけれど、そういった、いろいろ違う中で、みんな今、反対が多いと言うけれど、調査が出たのが昨日です。これはある新聞社だから、別にそれは僕もそこをぎり押しするわけではないけれど、だから、そういういろいろな調査があって、いろいろなものがあるから、僕は正直、通称拡大も、子どもの視点も、何もかも、今いろいろ、課題も含めて出てきているわけです。それを全部1回出して、僕からすると、賛成派も反対派も、自分たちの主張を通したいから、少し違うところはすごく隠そうとしているイメージがあるのです。だから結局その議論が進まないのだけれど、もう1回全部出しましょうよと。今の社会がどうで、何にみんな不満があって何を、だから国政で議論すべきだということで、今回もこの件に関しては不採択を希望しますが、そういうことでいろいろと、国でまず意見をしっかりと議論を進めてほしいということで、もう一方のほうには賛成したし、今回の件は、そういう思いで今、審議をしているということをお伝えしておきます。

○おぎの委員

今、石田しんご委員からあった通り、やはりマスコミの調査というのもいろいろな種類があるのです。反対派が減ってきているという報道を、吉田副委員長がおっしゃられていましたけれど、マスコミでは選択的夫婦別姓、賛成ですか、反対ですかと、マスコミの調査はほとんどが2択なのです。内閣府が令和4年3月に公表した調査というのがありまして、これは選択的夫婦別姓の導入に賛成した人は28.9%である一方、夫婦同姓制度の維持に賛成、つまり、選択的夫婦別姓に反対した人は27.0%、そして、夫婦同姓制度を維持しつつ、旧姓の通称使用の法制化に賛成と言った人が42.2%ということなのです。なので、3択にするとまた、賛成と反対の比率などが変わってくるのです。

なので、一方的なマスコミの誘導みたいなものには乗らず、本当に今、石田しんご委員が言ったように、1回本当に全部出して、どこが不便なのかとか、本当にこれは女性差別になっているのかとか、それはジェンダーで女性差別という話もありますけれど、やはりこれは、夫婦でしっかり話し合う、2人で決めるものなので、女性差別というのであれば、これはきちんと話し合うもので夫婦で決めるものなのですよという啓蒙のほうをやっていったらいいと思うのです。女性が知らないまま終わったとか、なんとなくふわっとしたまま決まってしまうのではなく、なので、差別で女性が困っているというのであれば、困らないようにきちんと夫婦で話し合っ、これは2人で決める問題ですといった啓蒙を含め、国もしっかり議論をしてほしいし、結婚する方も2人でしっかり話し合っただきたいし、そうやって今後しっかり話し合うべきものだと思います。なので、今はまだ早期に実現するのは少し難しいのではないかなと思っています。

○高橋（伸）委員長

ほかにご発言ございますか。よろしいですか。

○吉田副委員長

戸籍制度の話になりましたけれど、私自身は戸籍制度も決していい制度だというふうには思っていない。世帯で管理されているわけです。例えば、今でもいろいろな、世帯に助成金が出たりとか、なので……。

〔「個人ナンバーやったら反対するのだから……」と呼ぶ者あり〕

○吉田副委員長

だから、社会保障番号だったら本当にいいかなとは思いますが、戸籍自体がどうしても世帯で管理されている以上、一々いろいろな今、助成金が出たりとか、世帯に出るものに対して確認しなければいけないの

です。これは、DVで逃げている人にもきちんと行きますよねという確認をしないとイケない。やはり世帯で管理されているということもあまりいい制度とは私は思っていません。ただ、これは生活者ネットワークの中でもこの問題意識を持っている人というのは全員ではないかなと思うのですけれども、やはり世帯ということについてくるという、この制度というのもよくないのではないかなと思っています。

それこそ国で議論すべきだということは本当にそのとおりだと思うので、それをきちんと議論してほしいという、ですから、この間の意見書に対しても賛成いたしましたし、方向性としてこういう方がいらっしゃる以上、それを国のほうに上げてほしいということを行うのは区議会議員の役割として当然かなと思いましたが、紹介議員にもなりましたし、会派でもそのように主張したということです。

先ほども言いましたが、会派の中では子どもをどうするのだというのがあって、先ほど安藤委員からは、成人のときに判断すればいいということでしたが、成人でなくてもいいのではないかと思います。絶対この線は同じにしてほしいと思っているのが性交同意年齢です。性交同意年齢があんなに低いのに、何で夫婦の姓を選ぶのが成人でなければいけないのかなというのは申し上げておきたいなと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにご発言よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで討議を終了いたします。

それでは、令和7年請願第5号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○せお委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

今、議論した中でも様々な意見があるわけで、それを品川区全体を代表して、どちらかに寄せた意見書を出すというのはまず、少し尚早だなというのと、そもそも、皆さんがおっしゃるように、これは国で議論すべきものであって、それを私たち会派が意見書としてまとめて、1人を除く方が賛成して下さっているのでも、そもそも、それをもって品川区議会の意見としたいと思っていますので、不採択でお願いします。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先日の本会議でも、品川区議会としての意見書として、選択的夫婦別姓については可決されましたし、やはり区議会として、全体で賛成多数で一致した意見書だからこそ、力強い意味のあるものになると思っています。そういった意味でも、この請願の意見書については、その内容には沿ったものではないので、不採択でお願いします。

○吉田副委員長

先ほども申し上げましたとおり、私の生活者ネットワークとしての主張をずっとしてまいりましたので、会派の中では、それも先ほど申しましたとおり、慎重な意見が出された。主には皆様のご意見と同じ、子どもの姓の選択をいつ行うのか、子どもの姓をどうするのかということです。それについては慎重な意見が出されましたが、強く主張いたしまして、会派として採択とさせていただきたいと思っています。

○安藤委員

すみません、態度表明の前に、先ほど共産党の政策を紹介しましたが、若干不正確だったのもう1回言いますけれど、子どもの選択的夫婦別姓は直ちに導入するのですが、政策ですよ、子どもの姓についてはそれぞれの子どもの出生時に定めることにし、子どもが18歳になった時点で本人の申出により変更できるようにするというのが共産党の政策でございます。勉強不足で申し訳ありませんでした。

そのことを述べた上で、こちらは採択を主張したいのですが、やはりジェンダー平等の実現、あとは憲法における法の下での平等の実現、それと両性の本質的平等に立脚してという、この第24条にもありますように、私は、これは品川区から、区議会から意見を出して、国で議論をすべきという意見もあるかもしれない、意見書とはそもそも国に意見するものですから、国で議論されていますけれど、こういう方向で議論してほしいという、そういう意見書なので、私は品川区議会から、高まる世論の中、出していく必要があると思っておりますので、採択を主張します。

○藤原委員

今日結論を出すで、不採択で。

理由は公明党と同じです。

○石田（し）委員

今日結論を出すで、不採択です。

先ほどご意見を述べさせていただいたので、多くは語りませんが、特にこの意見書に関して、1つは、先ほどお話がありましたけれど、区議会として別の意見書を、議論を尽くせということで、1人以外の賛成で可決をしている中で、今回、この早期実現という部分が入っているのは、やはり逆に言うと、先ほどほかの条例との整合性というけれど、逆にこの意見書の整合性がどこにあるのだという部分に関しては、この早期実現というのが入っているのはどうかと思うし、先ほども話しましたが、子どもの視点が一切入っていない、などということで不採択と。

最後に意見だけ言うと、これは国ももちろん議論をするのですけれど、逆にでは区で何ができるかという、やはりその教育部分に関してしっかりと、こういったことも含めて教育できちんと、文化もそうだし、今、どういうことが議論されているのかというのも、ここではないからあれですけど、教育でしっかりと伝えていくのが、子どもに対しての一つの選択肢を与える部分に関して必要なかと思うので、そういった議論をぜひ、品川区議会においてはさせていただきたいなど。この制度に関しては国がしっかりと責任を持って議論をするべきだし、そうではない部分に関してできることを区議会だったり、区の中でいろいろ議論をしていったらいいのかなと思います。

○おぎの委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほど、ずっと委員間で議論しておりましたが、やはりいろいろな考えの人がいて、まだ、今決まらない、どちらかには決まらない状態だと思います。子どもの視点を含めて、法整備も含め、これは国でしっかりと話し合うべき案件ですので、もう一つの意見書のほうの、国会と政府に議論を尽くすことを求める意見書のほうに、私は賛同しております、今回のこの早期実現を求める意見書は、不採択とさせていただきます。

そして、石田しんご委員が言ったように、国だけでなく、やはり女性が知らなかった、大変なことになったということにならないように、きちんと区内というか、普段から私たちもこういったことを話し合っただけで情報をどんどん共有していくべきものだとは思っています。

○高橋（伸）委員長

それでは、本請願については、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年請願第5号、「選択的夫婦別姓制度の早期実現を国に求める意見書」提出を求める請願を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○高橋（伸）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

すみません、お昼をまたぎましたが、委員長としては、残り、陳情審査が3本あるのですが、インボイス関係の2本だけ、このまま審査をしたいと思っているのですが、理事者の皆様、委員の皆様、どうでしょうか。

○石田（し）委員

では、意見いいですか。例えば、傍聴されている方が、今回この件、次に審議をする件に関して、やはり思っている方が傍聴されているのかなと思うので、それも含めて判断をすればいいのではないかなと思います。あとは理事者の皆さん、僕も若干おなかがすいていますけれど、考慮していただきながら、判断をしていただければ。

○高橋（伸）委員長

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時21分休憩

○午後1時25分再開

○高橋（伸）委員長

ただいまより、区民委員会を再開いたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

併せまして、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。なお、これまでの事例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがありました。

では、自民からお願いいたします。

○せお委員

例年どおり、冒頭でよろしいかと思えます。

○ゆきた委員

例年どおりでお願いします。

○吉田副委員長

冒頭でお願いしたいと思います。

○安藤委員

いつでも自席から、審議の支障がない範囲であれば、いつでも写真撮影可能、構いません。

○藤原委員

例年どおり。

○石田（し）委員

例年どおりです。

○おぎの委員

いつでも大丈夫です。

○高橋（伸）委員長

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いました。これまでの事例のとおり、議題に入る前のみ自席から撮影を可とするという意見が多くございましたので、議題に入る前のみ写真撮影は認めることにしたいと思います。

また、撮影につきましては、自席から撮影していただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方は撮影してください。

[写真撮影]

(3) 令和7年陳情第4号 区内独自でインボイス制度に係る実態調査実施の陳情

(4) 令和7年陳情第5号 「中小企業の景況」でインボイス制度に係る影響調査を要望する陳情

○高橋（伸）委員長

次に、(3)令和7年陳情第4号および(4)令和7年陳情第5号の2件について一括して議題に供します。

これら2件につきましては、関連する内容のため、一括して説明・質疑を行い、採決につきましては、それぞれ行いたいと思います。

それでは、これら2件の陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○高橋（伸）委員長

朗読が終わりました。

それでは、これら2件の陳情に関しまして、理事者よりご説明願います。

○小林地域産業振興課長

インボイス制度の実態調査ということでございますけれども、品川区を含む各自治体におきまして、インボイス事業者の登録情報ですとか、課税、免税の状況などを把握する仕組みが取られておりません。国と情報を共有する制度にもなっていないところございまして、区民であれば住民基本情報に当たるデータベースというものがございますけれども、法人に当たるものはいずれの自治体も保有していない、これは一義的に国が管理するものになってございます。こうしたインボイス関連情報の管理という点を踏まえて、事業者向けの調査をこれから国が実施するとのことであり、区としては、まず、その調査内容や結果、それらを踏まえた国の動向等を把握してまいります。

また、この陳情の趣旨としまして、融資以外の支援策の模索ということで書いてございますけれども、本日午前中の審議でご説明した融資あっ旋制度については、かなり踏み込んだ、今までよりも事業者負

担を大きく減らす取組を行っておりますが、区の支援策としては、融資あっ旋というのは、あくまでその中の一つの支援内容でございます。これ以外に、例えば昨年から行っています、補正予算を通じた助成金、補助金というものもございますし、あるいは無料の経営相談、事業者の方に対して様々な分野の専門家がアドバイスする支援もございます。区の相談窓口に来てもらうだけでなく、要望に応じて専門家をこちらから派遣する支援、あるいは今後はウェブ相談なども含めて対応していくこととしておりまして、引き続き、こうした取組を通じて事業者支援をさらに進めてまいりたいと考えてございます。

また、もう一つの陳情は、中小企業の景況調査に絡めた内容となっております。中小企業の景況の調査対象範囲については、我々が事業所の所在地等を把握できている、区の代表的な業種、主要6業種でございますけれども、それら600事業者程度の範囲の中で景況感を毎回お聞きしているものでございます。過去、インボイス制度導入前の令和5年の第3四半期の調査でございますけれども、この時点で98.1%が既にインボイス制度対応済みというデータとなっていました。この状況は現在も大きく変わっていないと考えられます。また、この景況調査については、普段から自由記述ができる形になっておりまして、陳情の中に、令和5年の第2四半期の調査において、インボイス制度に対する意見が出ていたと紹介されていますが、それ以外の内容であっても、例えば、区に対する困り事、悩み事の相談というのは引き続き経営相談を通じて、あるいは、こういった景況調査の回答記述などを丁寧に拾っていきながら対応しているところです。今後どのような対応が事業者に求められているか、その点について引き続き考えていくこととしまして、インボイスの調査については、まずは国の対応をしっかり把握してまいりたいと思います。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

まず、国がやる調査についてお話がありましたけれども、一度やるという、それがあまりにずさんなやり方で、ご破算になったということなのです。すごく信用できないなとなるのですが、伺いたいのは、区として、国がやる調査はいつやるのか、あと、どんなことをやるのかというのを聞いているか、どんな調査かというのは知っていますか、聞いていますかというのを伺いたいのと、それが分からないのにそれを待つというのはあまりにも消極的だと思うのですが、伺います。

それと、その調査によって、区内の業者というのは具体的に把握できるのでしょうか。何か全国的にやるのはいいのですが、多分無作為抽出とかになると思うのです。前回もそうだったと思うのですが、それで、区内の中小零細企業、フリーランス、個人事業主などの実態をつかめると思っているのか伺いたいというのが1つでございます。

それと、この景況調査のほうですけれど、98.1%が対応済みということですが、逆に言うと対応していないところが結構あるということだと思うので、やはりやる必要があるなと私は思っているのです。2回特別調査というのがあるのです。いつもやっている調査以外に、その時々旬の課題について伺うわけですが、その特別調査の調査内容、これは、過去2回、インボイスの件が行われたということですが、その調査内容の選定方法について、誰がどのような基準でどのような場所で決めているのか伺いたいと思います。

○小林地域産業振興課長

ただいま3点ご質問いただきました。

1点目、区として、国が調査をやるということについて、どのように把握しているかというものでございます。基本的に国から何か通知とか連絡が来るものではございません。我々も報道を通して、今後実施するということを承知するに至った訳ですが、国の方にも直接確認してみました。国の担当者も、まだ時期については検討中だけれども、実施するということは間違いない、というようなお話をされていたところでございます。また、改めて実施する調査の設問ですとか、どのような手法で実施するかというところは、まだ現在未定というお話でございました。

2点目の、その調査によって地域の事業者の実態把握はどこまでできるかというご質問ですが、それは国の調査における設問の設計や、調査対象をどのように設定していくかというところと関係してくるかと思います。昨年11月に国が実施していた調査では、アンケートの回答だけではなく、国によるヒアリングもお考えになっていたようです。国の機関には、地域ブロックごとに下請Gメンと呼ばれる専門調査員もおり、そうした職員も含めて対応することが可能です。今後、改めて実施される調査の方法については、まだ、現段階で制度設計は決まっていないようですが、そういった職員体制も含めた把握が行われるのではないかと考えているところでございます。

また、3番目、景況調査につきまして、その特別調査がどのように実施されているかですけれども、その時点、その時点での経済トピックというのがございます。例えば、現時点では、人手不足の問題というのがありますので、そういうテーマを設定してお聞きすることがあります。また、インボイスについては、制度導入時、区内の主要6業種の中で、どれぐらいの導入準備が進んでいるかというのをお聞きしましたが、先ほど申し上げたように、国と自治体では持っている情報ですとか、調査できる対象範囲が違っております。その範囲の中で、自治体としてでき得ることをまず、実施していく、それで今後の区の施策で生かせるものがあれば生かしていくというものでございます。

○安藤委員

時期は検討中ということで、それを待って、というものではないと私は思いますし、その内容についても、では品川区内の状況がどうかというのを把握する上で、やはり一番把握できるのは地元の行政だと思いますので、何かデータがないとか、事前的に何か、国と共有するようにはなっていません、みたいな話がありましたけれど、だからこそインボイスの影響はどうですかという形で、アンケート形式で区が丁寧に地元の業者に聞く必要があると思うのです。そうしないと把握できませんよね。だから、ぜひ、ここは必要があると思っております。

それで、少しお伺いしたいのが、何か、ただアンケートを取るだけではなくて地域ブロックごとにみたいな話もありましたけれど、この前回の調査は全体で何人分、何業者に郵送したのでしょうか。それで実際どれぐらい返ってきたのか。ほとんどその中に品川区内の業者は入らないと思うのですが、星の数ほどある中小企業、零細、フリーランスの中で、区が把握しているところに一定割合のところまで郵送したとしても、全部が返ってくるとは限りませんし、ましてや返ってきた中で品川区内の業者がどれだけ入っているのかとなると、本当にもう、何%なのかというぐらいにしかならないと思うので、国の調査を待っていても、それは区内の業者の状況の把握にはならないと思うのですけれども、それでもいいと思っているのか伺いたいと思いますし、私はそうならない、やるべきだと思うのです。どうでしょうか、お考えを聞かせてください。

あと、中小企業の景況のほうですけれども、過去2回行いましたが、なぜそのときはそのような調査を入れることになったのか、その経緯と理由というのを改めて伺わせていただきたいなと思います。

○小林地域産業振興課長

ただいま2点ご質問いただきました。

1点目の、国が行った調査はどのような手法で行われたのかというところでございますけれども、いずれの自治体も調査の制度設計や、手法に関与しているものではございません。我々が承知している範囲では、調査の対象として免税事業者を中心に、国で持たれているデータベースを使って対象を選定したと承知しております。それ以上の部分については、自治体では承知していない部分でございます。地方の事業者について、どのように実態を把握し得るかという部分については、まさにその内容と分析までは、結局我々もそれを知る立場にはなかったわけですので、今後国が実施する調査の中で、どのように対応されることとなるのか、まずは、きちんと見たいと思っております。

また、2点目の、過去2回の、景況調査の内容をどのように決めたのかということでございますけれども、インボイス制度という新たな仕組みができるということで、その導入状況について、あくまで区の調査対象の6業種に限りませけれども、どの程度取組が進んでいるのかを把握しようということで実施されたと承知しております。その上で、制度導入の直前の時点ではもう98%、99%が対応済みといえますか、そのような対応をしていたと承知しております。

○安藤委員

国のほうの調査ですけれど、まず、きちんと見たいということですが、それはそれとして見てもいいのですけれど、区としてやる必要があると考えています。それは区としてやらないと、やはり区内の業者の実態把握というのは難しいと思うからです。でも、百歩譲ってまず、きちんと見たいということでしたが、では、見て、これは区内の業者、ほとんど対象にならないな、数として少な過ぎるなど判断された場合は、区としてやる必要があるというふうになるのか、そういうふうにお考えなのかというのを伺いたいと思います。

あと、過去2回やったのですけれども、対応したといっても対応せざるを得ないというところもあるわけで、免税業者を選ぶというのはよほど勇気が要するというか、それはそれで大変な苦渋の決断ですが、では選んだからといって万々歳というわけではなくて、それこそその後物すごい影響が出てくるわけですから、免税業者ではなくなってしまうわけですから、負担が多くなるわけです。そこら辺について、だから、過去2回やったからもうやらないとも言っていないのですけれど、そういう姿勢はもちろん許されませんし、今だからこそやる必要があると思うのです。

それで、伺いたいのは、インボイス制度の目的とか是非は置いておいたとしても、区としては、このインボイスという制度が区内の事業者にどういった影響を与えているのかというのをどう考えているのですか。改めて伺いたいのですけれど、その影響です。重いと感じているのか、それともそれほどでもないと感じているのか。それで、影響があるとしたら、どういうところに影響があるのではないかと考えているのか、そこら辺の区のお考えについてお伺いしたいと思います。

○小林地域産業振興課長

ただいま3点ご質問いただきました。

1点目の内容について、国の調査の中で足りない部分が出てくるかどうかという部分でございますけれども、調査の設問の立て方なり調査対象というのを改めて国が考えるというお話でしたので、それをしっかり我々としても、確認をしていきたいと思っております。

また、2点目の、インボイス制度導入当時に多くの事業者は対応せざるを得なかったのではないかとこの部分でございますけれども、そのときの景況調査の中で、事務負担が重いというような声はありました。これはインボイスに限らず、電子帳簿の新たな導入、あるいは毎年毎年の確定申告も含めて、事

業者の負担は色々とあり得るだろうと思っております。

このため、区では、例えば税理士への無料相談ですとか、あるいは専門家派遣も含めた税務相談、または、インボイス対応の会計ソフトやレジなどを導入する際の助成制度のご案内、さらには、本日午前中にご説明した融資あっ旋というものも、これはインボイスに対応するかしないかに関係なく、事業者の資金ニーズにいろいろ対応して使える制度でございますので、こういった区の負担軽減策をいろいろ使っていただきながら、事業者の導入準備を少しでも進めやすくする取組を進めてきたところでございます。

また、3点目の、インボイス制度がどのように影響していくかというご質問でございます。この調査結果が出たときに、自治体の地域差が出るようなものなのかどうか、あるいはその後のフォローというところも含めて、結果をしっかりと見た上で、さらに支援策が必要になるのかどうかを考えていきたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、区では、インボイスに関連するかしないかに関わらず、幅広く使えるような助成金、融資、あるいは相談対応を進めているところでございますので、ご相談があればお勧めしていきたいと思っております。

○安藤委員

私はやはり、インボイス制度によって非常にづらい負担、重い負担というのを具体的に区として把握できていないから、今のような答弁になってしまうのではないかなと思うのです。やはり、いろいろある中の一つではないと思うのです。かなり制度的に重いというか負担を強いているものである、それは民間の調査とかアンケートにも出ているところですが、だからこそ、把握する必要がある。やはり、地域で起こっている実態から出発しない限り、いい政策にならないと思いますし、必要な手だてというのは取れないと思うのです。

先ほど私が質問したのは、このインボイスという制度が中小企業やフリーランスなどの区内事業者にどう影響を与えていると区は考えているのですか、何も影響ない、あるいはこういうところに影響が出かねない制度ですというふうに考えていらっしゃるのかということです。少し分かりづらい質問ですけれど、影響の重い、軽いも含めて区としてはどう考えているのでしょうか。今この物価高の中で、もうただでさえ大変です、人手不足もあります。その中で、今までは免税事業者だったところも新たに負担がかぶされ、さらに多数の事務負担もかぶされ、すごい影響があると思うのですけれども、私はそう思っているのですが、区としては、この制度がどういう点で、どういう面で、どのような重さで、区内の中小企業、フリーランスに影響を与えているとお考えなのかという、区の考えを伺いたいです。

○小林地域産業振興課長

ただいまご質問いただいた点が、まさに国と自治体の対応の本質的な違いに当たる部分かと考えております。具体的に申し上げますと、客観的な統計に基づく影響を調べようと考えれば、インボイスの課税事業者になっているかどうか、あるいは、いわゆる8割特例と呼ばれる課税減免措置を使われているかどうかの把握が必要となります。事業者のデータベースはやはり国、特に税務署中心でございますけれども、国がしっかり持っているものでございます。

このため、我々としても、まずは国の調査や統計分析も含めて、しっかり確認をする必要があります。その上で、自治体として、まず、現場から我々に上がってくる声、すなわち、経営相談ですとか、専門家派遣、ウェブ相談なども含めて、これはコロナ対応のときには1万件に近いような経営相談を受けております。こういった取組を通じて、しっかりとそういう日々の声を拾っていきたくて考えております。

○高橋(伸)委員長

ほかにございますか。

○ゆきた委員

陳情第4号のほうに、実際に窓口を訪れた事業者が融資を受けられないと突っぱねられた例があると記載されていますが、ここについての区の認識をお聞きしたいと思います。まず、こちらをお願いします。

○小林地域産業振興課長

融資を突っぱねられたというのは、融資あつ旋に係る部分のご質問だと思います。これに関しては午前中もご説明申し上げましたけれども、事業者の方が金融機関から資金を調達する際に、あつ旋状というものを区から出します。区では、事業規模、経営規模に比し、極端に大きすぎる借入れでなければ、基本的にあつ旋状を発出しております。その上で、金融機関または信用保証協会での融資審査が行われるのですが、その審査の過程で、実際には返済が難しいのではないか、あるいは、融資ではなくて返済する必要がない補助金などを活用してはどうか、あるいは事業計画自体を見直してはどうかというような案件も一定程度出てくるところでございます。これは全体の中で1割前後と認識しています。すなわち、8割から9割は、区があつ旋があれば、融資を受けることが可能となります。融資あつ旋に関して、将来的に事業者を間違った方向に行かせてはいけませんので、もし融資することが適切でないということであれば、それ以外の選択肢のご案内を差し上げることが、金融機関、または区からもあり得ます。

○ゆきた委員

今のお話からも、逆に9割は融資を行っている点と、さらには経営計画を見直すようなアドバイスを行っている点も確認させていただきました。午前中に審議した今回の議案にあった、チャレンジ支援資金のような新しい取組も、可決されれば中小企業のさらなる支援になると思われまので、周知も含めて、より一層進めていただければと思います。

陳情第5号のほうから、この陳情では、昨年度の第2四半期の報告の中からインボイス制度のコメントが抜粋されていますが、確定申告のタイミングで問題点に気づく事業者が多かったと考えられると記載されていますが、今年度の中小企業の景況で、インボイスに係るコメント等があったのか。また、さらに区の経営相談の中でインボイスに係る相談がどれだけあったのか、この2点についてお聞きできればと思います。

○小林地域産業振興課長

景況調査には、業種別のコメントページも設けてございまして、区に対して、自由に意見を書いていただくことのできる欄がございます。それによると今、基本的にやはり多いのは、物価高騰ですとか、原材料価格の高騰、あるいは人手不足、それに伴う売上げの減少などを挙げられている方が圧倒的に多くございます。

インボイスに関わるものが自由記述の中にどれぐらいあったかについて、直近3四半期分をざっと私も改めて見直してみたのですが、インボイスに係る事務負担が今後大きくなるというようなことは1件、記述がございましたけれども、それ以外のところではやはり、物価高騰ですとか、人手不足を挙げる意見が多いと認識しております。

○ゆきた委員

インボイスについては1件ということで、現状確認できました。

○おぎの委員

窓口に来られた方に相談を行っているということですが、窓口にも来られない状態の方には、こういったアウトリーチで、相談、こちらから状況を聞きに行くみたいなものはされているのかなとい

うのが、例えば、2024年にこの制度が始まってから新たに課税事業者になった事業者というのは、恐らく、渋々なっている状態だと思うのですが、そういった事業者の中で、税金を滞納されたりもう払えなくなってしまっている状態の人に、聞き取りに行ったりとかフォローアップをこちらからするということがされたりなどはどうでしょうか。

○小林地域産業振興課長

経営相談ということでいきますと、これはまず、ご予約、あるいはご相談の申し出があつての対応でございます。そのほかに、ビジネス・カタリストと呼んでいる専門家の派遣が、年間100件程度でございます。

融資あつ旋に関連して補足しますと、皆さん資金繰りにお困りになって、窓口に来るといふ点で、我々としては、今年度からウェブ相談を開始する予定です。自宅、あるいは事業所から区に相談して、あつ旋状の受取り自体も電子で、わざわざこちらに来なくても取れるような形で資金繰り対応もしてまいります。このほかに、区内の各創業支援センターには、フリーランスなどの起業家、お一人でお仕事をされている方も多くいらっしゃいますけれど、そうした創業支援センターでのご相談も、昨年度だけで500件を超えるような件数となっています。内容も法律や経済分野をはじめとして、様々な相談対応もやっております、今後とも、利便性やスピード感を重視しながら、区内中小企業の支援をしっかりと進めてしていきたいと考えてございます。

○おぎの委員

すごい熱意を持ってされているなというのとは伝わってくるのですが、それぐらい熱意があつたら実態調査できるのではないのかなと思うのですが、やはり物理的に難しいのでしょうか。

○小林地域産業振興課長

冒頭の説明において申し上げましたけれども、国は前回11月にインボイスの影響調査をする際に免税事業者を対象として調査を考えていたようです。しかしながら、そのことの把握自体が法人情報を制度的に有しない自治体では難しいところがございます。一番お困りの事業者にフォーカスしながら、かつ、その調査対象の業種バランスなども見ながら、という調査は、かなり難易度が高くなっていくと考えております。このため、まずは国の調査の手法なり、その内容、結果というのを、まずはしっかり見ていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○高橋（伸）委員長

よろしいですか。ほかにもございますか。

○石田（し）委員

まず、いろいろ国が調査をするからそれを見ていきたいというのと、そもそも調査をするためのいわゆるインボイスに関するデータは国しか持っていないとか、この間も融資あつ旋していただいたり、相談もしたりいろいろやってきているよというお話が続いていますけれど、そもそも、この一、二年で大きな制度変更、いわゆる中小企業だったり零細、フリーランスの方を含めた方たち、いわゆる、ビジネスをやっていく中でも小さくやられている方たちへの制度の変更というのは、僕が知る限りそんなになくて、やはりインボイス制度は大きいのだと思うのです。

何でかという、この税収だって2,480億円上がるといっているのでしょうか。ということは2,480億円規模のいわゆる一つのマーケットが動いているわけですよ。だから、マーケットとは別に何か行き交っているわけではないけれど、税が動いているわけなので、この2,480億円が動く事業というのは大きいと思うのです。

一つはまず、そのインボイスに関するいわゆる免税云々のデータは、区は持っていないかもしれないけれど、区が今持っている様々な中小企業、零細企業のデータというのはあるわけです。それを基にいろいろ中小企業支援をやっているのだから。それをひとつ活用していただいて、実際に今、区でどのようなことが起きているのかというのを把握してもらうのは、僕はとても重要だと思っていて、特に今まで継続的にいろいろな調査をかけている人たちだからこそ見えてくるものがあるわけです。国が調査をするというのは、例えばマクロの調査であって、区が調査するのはミクロの調査なので、これが合わさったときに初めて見える答えというのがある。それで、マクロだけの調査を見ていたら、それは、こっちが見逃してしまうものもいっぱいあるのだから、そこはやはり、特にこういう大きい制度の変更があったものに関してはやったほうがいいと思うのです。

さらに言えば、今までもいろいろやっています、やっていますと、それは確かに一生懸命やっていただけだけれども、そうではなく、なかなか、先ほどからいろいろな委員からもお話があって、なかなかもうそこにも行けないよという人もいます。何でかという、例えば会社だったら社長が行って、その間従業員が働いてくれているわけです。でも、フリーランスの人たちは1人で仕事をしていたりするから、その人が相談に行ったらその時間帯はその仕事をできないわけです。

例えば税のことにしても、税理士を雇えばいいけれど、雇うお金もなかなか厳しいとかいう、自分1人で生活するための仕事の稼ぎしかないという人たちは、自分でそれをやらなければいけないとなったときに、いわゆる専門的な人たちがいない中で、その人たちが日々仕事に追われて、例えば、我々世代だったら子育てに追われて、そうしたら介護に追われてと、そういういろいろな社会状況の中で何とかやっている人たちというのは、なかなか相談にも行けない。その声なき声をどうやって拾っていくかというのが、一番区民に近い自治体の役割だと思っているのです。

ということは、やはりそれはきちんと皆さんが持っているデータをフル活用してやっていただけるといのは可能だと僕は思っているし、皆さんこそ国が調査をしないでも、皆さんが持っているものが国を動かすぐらいの調査能力もあると思っているし、それだけの人材を皆さんはいつも日頃から付き合っているのだと思うので、その点を踏まえて幾つか質問します。

まず、これまでにこういった、いわゆる少し大きい制度の変更があったときに、そういった制度の変更によって影響があるかどうかという調査をこれまで区が独自でしたことがあるのか、これはインボイスではなくていいです。まず、あるのが1つ。あとは、この一、二年でいわゆる大きな、そういった制度変更があったのかというのが1つ。もう一つが、この陳情第4号にも書かれていますけれど、いわゆる昨年は、過去10年で最多の倒産件数だったりしているわけです。こういったことがどう原因として区は今、捉えているのかというのをまず、教えてください。

○小林地域産業振興課長

ただいまご質問いただきました、何か大きな制度変更に関わるものかというところでございますけれど、直近今、私の手元にある三四半期分の景況調査の中で、何か国の法律や制度が変わることを対象とした調査はないと認識しています。そうした制度的なものではなくて、経済状況が悪化する、例えば人手不足が進行しているとか、来年度の経営の見通し、景気の見通しをどうご覧になっていますかなどの声を中心に把握しているところでございます。

また、2点目については、区として対応できるものがあり得るのかどうかという部分に関わってくると思っております。今日のチャレンジ支援資金もそうですけれども、今、区内企業のお困り事、悩み事というのは複合的に、特定の単独の要因だけではなくて、いろいろな要素が絡んでくると考えてござい

ます。そういった中で業種は絞らないで支援策はつくっていくですとか、支援対象に、個人事業主を必ず入れるようにしていこうとか、経済の実態といいますか、それぞれの事業者の実情に応じて、区の制度の中で使っていただけるものは使っていただきますし、国や都で使える制度があれば、ご紹介もしながら幅広く使っていただくようにしております。

○高橋（伸）委員長

課長、インボイス制度の変更に関わらず、ほかの制度変更によって、アンケートをこれまで実施したのかについては。

○小林地域産業振興課長

先ほど申し上げたように、私が本日持っている直近3四半期の調査の範囲で申し上げますと、法律改正に伴っての調査というよりは、例えば人材不足なり、今後の経営見通しをどうご覧になっていますかという、経済状況の変化に関する調査が中心になっているところでございます。

○石田（し）委員

倒産の理由は。

○小林地域産業振興課長

失礼いたしました。倒産の理由でございますけれども、お話がありましたように、ここに来て倒産件数が多くなっております。その大きな理由は2つあると思っております。

1つは、新型コロナの感染拡大時期に、区だけではなくて、国、都の取組もかなり手厚い支援と言える資金繰り支援をやっておりました。このため、その時期の倒産件数の推移を見ますと、戦後最低水準と言っていいぐらい倒産件数が低くなっており、それとの相対的な比較として現在は増えているとも言えます。我々が把握している倒産時期でも、リーマンショックの頃の水準ほど悪くはないとしても、コロナ以前の倒産件数の水準に戻ってきているかなと認識しております。

2点目としましては、やはり、物価高騰ですとか人手不足、そういったものを理由として、倒産せざるを得ない、資金繰りがつかなくなって倒産してしまう、その2点が大きいのではないかなと分析しております。

○石田（し）委員

それぞれありがとうございます。なかなか制度変更によって調査をしたことは把握していないということですが、やはり、いわゆる経済がどういった動きになっていくかというのは見て、それなりに調査をかけるのだったら、僕がさっき話したとおり2,480億円という大きなお金が動いている制度ですから、ここはやはり一つの景気の動向にも関わってくるものだと思うのです。それが、分かりません、確かにその倒産の原因が直接的にインボイスだという人がいるのかと、いろいろな要素があっただと思うので、そうやって、いきなりもう、うちの会社が潰れたのはインボイスのせいだって、それはなかなかそれだけで判断する経営者はいないと思いますよ。

だけれど、その要因の一つになり得る可能性があるのが、やはりインボイス制度だと思うのです。それは先ほど課長だって分かっているように、事務の大変さとか、今まで免除されていたものが免除されなくなったりとか、それは影響しますよね。僕はそこなのだと思うのです。だからそこをぜひ考えていただくと、必然的に調査をかけようかという方向に普通は行くのではないかなと思うのです。

例えば本当に、商店とかも軒並み潰れていて、それこそ空き店舗が増えたりというのも、街を歩いていたら見えるではないですか。多分皆さんは僕よりももっとそういうことに敏感だと思うので、そういうものを見ている限り、ここに1回聞いてみようかと、それはこのインボイス制度だけで調査をかける

というのはなかなか費用対効果としてもよくないと思うから、では何でこんなに今、倒産が増えているのか。一つは、確かに今までの融資が手厚かったから、それが切れたら、それがなくなったら、それは分かるのです。だけれど、それだけではないと思うのです。

なので、そういういろいろな要素があるからこそ、その一つとしてインボイス制度というのは、その選択肢の中にどんどん入れていくべきだと思うのです。何で今、経営が大変なのですか、そのうちの一つの項目にインボイス制度とあれば、それが複数回答だったらチェックすると思います。だから、その調査の仕方はいろいろあると思うのだけれど、そういう一つとしてぜひ、そういった調査方法を使って、インボイス制度というのはそもそも今、どういうふうな影響が、各事業者だったり個人の経営者の方たちに直撃しているかというのを見るためには、単体ではなくてもいいからやるべきだと僕は思うのだけれど、その辺について、このいわゆる景況調査の中でもやっていただけるのではないかなと思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

○小林地域産業振興課長

先ほど、区では、年間3,000件、コロナのときは1万件の経営相談を実施していたとご説明申し上げましたけれども、こうした機会を通じて、いろいろお困り事をお話しいただいております。また、景況調査の中でも、陳情の中でも触れられていたような自由記述意見が多数上がってきております。税制度やインボイスに関連して、客観的なデータベースを基にした影響調査というところはやはり難しいと思いますけれども、我々としては、普段からいただいている多くの声についてはしっかり対応していきたいと思っています。

インボイス制度の事務負担ということで申し上げますと、やはり税務というのは、毎年度毎年度、区内事業者の方にとっては、確定申告の大変な時期を迎えますので、そういったところの負担を減らすために資金繰り支援などを中心に、少しずつ取組を広げる中で、小規模事業者も含めて、なるべく手厚く支援をしていくということで、区の全体予算の中でも産経費というのは特に大きく伸ばしているところでございます。区内事業者への目配りについてはこの後もしっかりやっていきたいと思っております。

○石田（し）委員

最後になりますけれども、こういった声が現に議会に届いているわけです。なので、そこはやはり、この背景に何があるのかというのをぜひ調査をかけていただきたいと思うし、いろいろと皆さんがその支援策をつくる中で、もう一つの、例えばその積極的な支援、融資とか相談とかいろいろしてもらっているのだけれど、それはどちらかという受け身ですよ、中小企業センターに来てくださいね、ですよ。もちろん、支援員を派遣して相談してもらったりというのはあるけれど、それだって、それは派遣をしてくださと言われてから派遣するわけだから、自分たちがいきなり派遣しているわけではないので、受け身なわけです。

それで、受け身の支援ももちろん大事だけれど、もう少し一歩踏み込んだ積極的な支援で何をやっていくかといったときに必要なデータというのが、こういった細かい調査のデータなのです。なので、さらに一歩踏み込んだ積極的な支援をするためには、やはりこういう細かいデータというのが必要だし、今のこういういろいろな変化が激しいときというのは、データというのが皆さんの一つの財産になるわけです。中小企業を応援する皆さんの力となるのがこういう様々なデータだと思うので、それはぜひ把握をしていただきたいし、把握をするために調査をする必要があるのだと僕は思いますけれども、そういったいわゆる積極的な支援に対して、今、皆さんが持っているデータとはこういったものがあるのか、最後に教えてください。

○小林地域産業振興課長

経営相談というところがまず、相談のニーズありきというお話ではあるのですが、その上でですが、先ほどお話に出ました中小企業の景況の中でも、業種別コメントで本当に各社各様、一人一人の意見が違うものが出てまいります。我々はそれをきちんと一つ一つ見ているところでございます。その中で、最大公約数として今どういったことについて一番困っているのか、2番目は何か、3番目は何か、そうした順位も定期的に見ているところでございます。

それに応じて、次に必要な支援策は何なのか、今年度で言えばチャレンジ支援資金を通じて、リスクを取るような取組がなかなかできない、売上げが下がってきてしまっている、そういう中小企業の事業者負担を減らしていくにはどうしたらいいかをずっと考えてまいりました。我々としてはこれで十分だとか、100%対応できているとは思っておりませんので、この後もいろいろな取組や支援を通じて、そういった声に少しでも対応できるようにしっかりやっていきたいと思っております。

○石田（し）委員

すみません、これで本当に最後にしますけれど、ぜひ声は拾っていただきたいし、その拾う方法の一つとして調査があると思うので、ぜひそれを検討していただきたいと思います。それで、ぜひ積極的な支援をしていただきたいと思う。それこそが、ずっと品川は中小企業のまちと言ってきたではないですか。中小企業のまちなのですよね。それはほかの地域とも違って、中小企業のまちだったら中小企業のまちなりのやり方があるし、支援の仕方も変わってくるのだと思うのです。そこをもう1回原点に戻っていただいて、中小企業のまちなのだったら、国を動かすぐらいに、こういった調査をして、こんなに今、品川の各企業がこのことによって影響があるよというのを突きつけたら、それは変わるのではないですか。

もしそれを、積極的な支援とは何かといたら、この調査だし、もう一步踏み込んだら、だったらもう堂々とインボイス資金支援、やってくれたらいいですよ。チャレンジとか言われても分からないもの。でも、インボイスの支援だったらインボイスの支援ですよ。もう一步踏み込んだ、本当にそこまで考えるぐらいのことをしていかないと、本当に今やらないと、1回潰れたら、もう1回つくるのは大変なのです。これ今やらないと未来ないですよ。これだけ毎回議会に出してきていて、遊び半分を出しているわけではないではないですか。この人たちだってみんな仕事をやりながら、一生懸命やって何とか変えたいと思ってやっているのです。やはりそのぐらいの思いがあるというのをぜひ考えていただいて、中小企業のまち、その品川をぜひ実現していただきたいと思っておりますので、最後要望になりますけれど、よろしくをお願いします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○藤原委員

総務委員会でも今日、インボイス制度の廃止もしくは見直しを求める請願というのが出ていて、これ、ストレートですよ。うちの会派からも委員が出席していて、その方はこの請願に対して賛成だと。うちの会派はこれに関して賛成だと。今日区民委員会に来ているのは、実態調査の実施とか影響調査をしてという陳情が出ているわけです。この影響、これから決めるのですけれども、結果が出るわけですが、調査した後は、だからインボイス制度廃止だとか、だから見直ししないと駄目ではないか、これだけ困っているのだからと、アンケート調査を決めつけるわけではないですが、そういう意向があると私は思っているのです。だから調査してくださいというのがあって、さっき石田しんご委員が言ったけれど、

確認はしていないのでごめんなさい、だけれど、同じようなグループの方たちが何回も一生懸命この文章を打つのでしょ、こうやって打って、切実な思いで出してくるわけです。

であるわけですから、区としていろいろやっていますよというのは分かります。それで、インボイス制度だけではなくて、中小企業、また、フリーランスの方を応援するという意味のアンケート、そのインボイスだけの項目ではなくて、やっていくというのもありで、きちんと今までも景況調査等でやっていると思いますが、インボイスも含めてやっているかもしれないけれども、インボイスを少し重点的に置いた形で調査するというのもありかなと私は思ったのです。

それは、うちの会派の人間が今、熱く語るわけです。このインボイス制度の廃止と見直しを求める請願に、その方が、当たり前だろうと。自分も中小企業をやっているから、中小企業の思いというのは自分がよく分かっていると。だから、熱く私に言うのです。一生懸命、ここの団体というかグループの方よりも熱くその思いを私に語るのです。だから、いいのではないですか。こうやって実態調査をして、その思いを直接聞いて、それでまた、やっていくというのもいいと、いろいろな意味で変わってきました、いいかなと思っています。

だから、課長の答弁を聞いていると、課長の思いというのは分かるのです。区はこうやっています、ああやっていますというのは分かるのですけれども、やっていく、やってみるというのも一つの行政として、手法の一つ、なぜならまだ、結果どうなるか分からないではないですか。まだそれでいいのですよね。1回、直接の意見をアンケートでもう少しやるというの、だから、しつこいですが、石田しんご委員も言ったけれど、インボイスだけ聞くのではなくて、中小零細企業、フリーランスを含めて、今どういう状況なのだというのを調べるという意味で、調査するのもありだろうと思うのです。課長、少しかみ合わないと思うかもしれませんが、その辺についてはいかがでしょうか。

○小林地域産業振興課長

我々も、職員総動員でいろいろ声を聞いているところではございます。今後、国の調査の中で、区の実情と国とで何か違うものが出てくるのかどうか、それは調査の内容や結果を見極めたいと思いますけれど、そういう中でどのような実態把握があり得るのかについては、引き続き考えていきたいと思っております。

○藤原委員

国の調査もあると思うのですけれども、先ほど言った品川区は中小零細企業のまちと言われると思うと、そうなのです、いろいろ、まちを歩けば、まちの中に金属を磨く音がしたり、小さい商店ではなくて小さい町工場があるのが品川なのですよね。だから、そういう意味において、1軒1軒行くわけではないです。いろいろな手法があるのだから調査ができるのです。だから私はやるべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

皆さんの質疑の中でいろいろな情報も得られましたが、1点どうしても何か納得いかないと思うのですが、インボイスに関する情報は国しか持っていないということはよく理解できます。本当にそのとおりだと思います。それで、だから国に調査を求めるというのも本当にそのとおりだと思います。ただ、国がやる調査に関して、自治体に、こういう調査でいいだろうかとか、どういう項目を盛り込むべきだろうかというような確認は来ないのでしょうかという、それがどうしても不思議で、皆さんおっしゃる

とおおり、やはり、肌感覚で把握しているのは自治体だと思うのです。そこに国が、あまり、先ほどの最初のご説明だと、ほとんどその確認もなく、設問についてもまだよく分かっていないということなのですけれど、その辺の国と自治体との関係はどうなっているのか教えていただけますか。

○小林地域産業振興課長

今の副委員長のご質問でございますけれども、国といわゆる事業者情報の共有は行われていないというところがまず、出発点になってございます。ですので、調査をどのように行うのか、あるいはこれから調査を実施しますということも含めて、その都度、何か連絡が来ている訳ではございません。

ただ、国の調査結果については、ホームページには出されておまして、かつ、国であれば調査のやりっ放しということはなくて、その調査結果などを踏まえたヒアリング、アフターフォローもやっていると認識しています。例えば、国にとって一番の武器となり得るものが、例えば下請法に基づいて、何か下請いじめをやっている、消費税に関連して何か問題行為を行っているということであれば、法律に基づいた調査や立入検査、是正勧告も出すことができますし、それに従わない場合は罰則もあるという、問題事例を制度的に是正し得る力といいますか、職員体制を持っているというところは、やはり国と地方では大きく違うところであります。

ただ、それはそれとしまして、我々としては、やはり中小企業のまちというお話もございましたが、品川区の中小企業支援については、これは区内の人だけではなくて、他区の中小企業診断士、都内の専門家のお話を聞きますと、品川区の制度は本当に、1番に近いぐらい充実している、事業者負担を減らすような取組も多くて、中小企業にお勧めしやすいというような話も聞いております。我々も、そういう声を聞きながら、よりプラスアルファで、次にどういう事業者負担を減らすような取組ができ得るのか。また、新しい取組を少しでも応援する中で、雇用が増えたり、あるいは、賃上げにつながるような取組が新しく何かできないのかなど、これはインボイスへの対応だけではなくて、今、経済状況が大変厳しい中でありますので、そのことは全般的に考えていきたいと思っております。

○吉田副委員長

日頃そういうふうにご一生懸命やったださっているのは私もよく把握しておりますし、陳情者の方もその辺は分かっている、あえてそれでもやはり、きちんと実態調査をしてほしいということで陳情が出てきているのだと思います。

それで、本来やはり国がしっかり調査をすべきだと私も思いますけれども、そこに自治体の何か、もう少し自治体として把握していることがその調査の中に生かされるべきなのではないのかというのはすごく思うのです。それはぜひ求めていただきたいと思いますと思うのですが、そういうのを自治体のほうから国に求めるというのは難しいのでしょうか。でも、自治体こそがやはりこういう実態を把握しているわけだから、自分たちのそういう情報とかを生かしてほしいというのは言っていっていただきたいのですけれど、その辺についてもう1回伺います。

○小林地域産業振興課長

個別案件に関して、1件1件何か国の方と常に連絡を取るというのは難しいものがありますが、我々のほうで、例えば経済産業省なり、あるいはそれ以外の省庁のところ、何か補助金のことでご相談なり意見交換するようときには、今、こういうような声が区内事業者から出ていますですとか、そういう中で、何か国の支援の中で使える制度が区内事業者向けに何かありますか、というような意見交換はしっかりやっていきたいと思っております。その中で、そういう声を受けて、国がどのように判断されていくのかということはあると思いますが、きちんとそういう連絡も密にやっていきたいと考えております。

○吉田副委員長

個別案件ということまでは少し難しいかなと思うのですが、やはり区としての傾向とか、そういうのは国の調査に当たってもしっかり伝えていっていただきたいなと思います。そうしないと、国はそもそもがそんな現場のことをすごく詳しく知っているわけではなく、そういう自治体からの情報も合わせてこういう調査の制度設計をするしかないのかなと思うのです。だからそこできちんと、自治体のほうからも意見を言っていくことをぜひやっていっていただきたいと思います。

私の身近で事業を始める人というのは本当に零細で、先ほどどなたかからもありましたけれど、その事業を、例えば誰かのお世話をするとか育児支援をするとかお弁当を作るとか、そういう事業の中身についてはすごく得意だし大好きだけれども、事務作業ということになると急にみんな、苦手というか、そのためにもう1人雇わなければいけないから、いろいろな支援の制度があっても結局赤字みたいになってしまうような市民事業が多いので、本当にこのインボイス制度というのは、インボイス制度に係る事業自体があまりたくさんではないのですが、こういう何か新しい制度になったときの影響はすごく大きくて、でも、こんなに大変なのだったら、本体事業で大変だったら頑張れるけれど、こういうことで大変なのだったら、もう辞めてしまうというような、もう廃業を選んでしまう、高齢のせいもあったりするのですが、そういう方たちも多いので、本当に地域の経済とか、そういうものを下支えしているのはそういう小さい事業者だと思いますので、その辺のことについてはぜひ、区としても、実態調査というところではできません、みたいになってしまうのかもしれませんが、そういうことの聞き取りとか、それこそ具体的な状況把握というのはできると思いますので、ぜひその辺については、その視点を持って中小零細の事業者とか1人で事業をやっているような方たちに向き合っていただきたいなと思います。その点については要望でとどめておきます。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず、令和7年陳情第4号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○せお委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほどご説明があったところで、そもそも区にはこのデータがないというところが、それはうそではないでしょうから、そこがまず、根本にあって、そうすると、陳情第4号のほうにもあるように、国がやった調査が、誰でもアクセスできてとか、ずさんなものだったということですが、それと同じになるのではないですか、と思うのです。そうすると結果が、だからデータがないから、いろいろなところに区としては送ってしまうから、結局結果が求められているものにならないというか、正確性がないというところになるのではないかなと、そもそもそう思っています。

あと先ほど、いろいろな委員が、中小企業の品川区ということをおっしゃっていたのですが、下町のほうもそうだなあというのもあるし、品川区特有のというか、地域差とかでいうと、ないとは言いませんが、そもそもそんなに、このインボイス制度に係る影響としては、私はないと思っています。だから、国がやるべきことだと思っているので、もちろん困っている人がいないとは言っていないので、そこら

辺は先ほどから理事者の方が、こういう支援をやっていますというところ、引き続きやっていただくとともに、石田しんご委員もおっしゃっていました、少し一歩踏み込んだ支援というのは本当に必要なと思っているので、本当に困った人の声を聞いて支援を考えていくという新しい支援なり、そういったところは必要だなとは思っています。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

まず、この制度については、インボイスに係る実態調査についてということなので、先ほどもあったとおり、国が一元的に管理しているというところを見て、前提を見ていかなければいけないなと思っています。先日の委員会の中でもあったとおり、3,600件前後の経営相談を1件1件個人事業主からも相談を受けているということで、これはまず、まさにこれが区の実態状況把握だと思います。今後の新しい取組とか、融資あっ旋アプローチについても力を入れつつ、国の調査結果を踏まえて区としても把握していくことが必要だと思いますので、今回の影響調査に関する陳情については、不採択をお願いします。

○吉田副委員長

会派の中では、ご説明のとおり、基本的には税金に関するそういう情報を区としては把握することができないと。もし調査するとしても、区としての活用も難しいかなあということです。私自身としては、もっとふわっとした調査でもいいから、区がそこに寄り添って調査するということが大事なのではないかということは会派の中で議論いたしました。会派全体としての結論は不採択となりました。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択を主張したいのですが、やはり今の状況において、全てとは言いませんけれど、経営に対してかなり大きく影響していると思われるこのインボイス制度について、やはり区内の中小企業、零細企業、フリーランス、個人事業主の実態調査をできるのは区しかないのではないかなと私は思いますし、それは、地域産業振興課として本当にやらなくてはいけない仕事なのではないかと思っておりますので、採択を主張したいと思います。

○藤原委員

会派として、会派の中でお話をしまして、採択で。会派です。お願いします。

○石田（し）委員

結論を出すで、採択をお願いします。

区長の施政方針でも、「区民の不安や不満といった『不』を取り除き、未来に希望の持てる社会をつくるべく」、というふうに言っています。ぜひ、フリーランスや零細企業、中小企業の皆さんの不況の「不」を取り除くためにも、実態調査に踏み切っていただきたいと思います。

○おぎの委員

本日結論を出すで、この前、1月28日に衆議院会館で中小企業庁の、このインボイスのヒアリングの機会があったのです。それに行って傍聴してきたのですけれども、国が実施していた2024年秋から11月末ぐらいまでの調査は、私も単純に見て本当にひどかったなと思います。問合せの不備であったり、調査の信頼性の欠如とか公平性に関する懸念とか、これで落札で1,100万円なのかと思って、もっとすばらしい調査を中小企業庁がやるのかと思ったら、思ったよりもひどいなと思って、これで実態がきちんと把握できると思っていたのかなというのが、少し心配になりました。さらに次回は未定ということで決まってもいなくて、これ、品川区がやったほうが優秀なのではないかなと思っています。

今やはり、上がってこない実態を把握する必要性などもありますし、地域をよく分かっている区がやるということにやはり意味があるのではないかなと思って、今もう国がぐだぐだなので、こうやっている間にも、今この瞬間も倒産している企業があるなと思うと、インボイス含め全般的に踏み込んだ調査を区がやったほうが良いと思いますので、採択をお願いします。

○高橋（伸）委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第4号、区内独自でインボイス制度に係る実態調査実施の陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○高橋（伸）委員長

賛成者多数でございます。

よって、本件は採択と決定いたしました。

次に、令和7年陳情第5号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○せお委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。理由は同じです。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほどと同じですけれども、陳情で課題とされている根本的な問題解決については、各事業主で様々だと思われませんが、そこについては、年間3,600件前後の個別相談で、融資以外の取組についても前向きに取り組んでいる区の姿勢を確認できていますので、中小企業の景況についてあえて特化せずとも課題解決に向けて対応を進めているため、この陳情については不採択をお願いします。

○吉田副委員長

本日結論を出すということで、会派の決定は不採択となりました。

理由と会派の中での議論については、ほとんど先ほどと同じですので、繰り返しになりますのでやめておきます。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択なのですが、必要なことだと思いますし、すぐにできてしまうことだと思いますので、すぐやるべきだと思います。

○藤原委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

○石田（し）委員

今日結論を出すで、採択です。理由は、先ほどの陳情第4号と一緒に。

○おぎの委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

理由は先ほどと同じで、しっかりと把握して声を拾っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○高橋（伸）委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第5号、「中小企業の景況」でインボイス制度に係る影響調査を要望する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高橋（伸）委員長

賛成者多数でございます。

よって、本件は採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了します。

(5) 令和7年陳情第13号 就職困難な新卒者への支援を求める陳情

○高橋（伸）委員長

次に、(5)令和7年陳情第13号、就職困難な新卒者への支援を求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○高橋（伸）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

それでは、私からは、参考までに区が実施している取組について主に3点、ご説明申し上げます。まず、1点目は若者への支援、2点目が、中小企業への支援、3点目が、声を聞く場の取組でございます。

まず、1点目の若者への支援としましては、中小企業センター1階にあるサポしながわの運営ですとか、あとは、品川区のほうで専門家に無料で相談ができる、しながわお仕事相談室というものを運営しております、就職活動ですとかキャリアに関するお悩みを持つ方に対して相談を承っております。この中で、例えば奨学金の返済ですとか減額に対するご相談もあればこちらで承っているところござい

ます。

2点目について、中小企業への支援としましては、こちらの陳情にもありましたように、エネルギーですとか仕入れの価格高騰で、経費が増加している中小企業の負担をいかに軽減するかということで、先ほどの地域産業振興課長からの説明にもありましたように、融資あっ旋ですとか助成金などでご支援をしているところでございます。

3点目の、それぞれの方からの声というところでは、こちらにも重複になりますが、中小企業センターで行っている経営相談に加え、品川区で持っている創業支援センターにも、インキュベーションマネージャーとコミュニケーションマネージャーというものがおありまして、予約制で承る相談はもちろんですが、コミュニケーションマネージャーがコワーキングスペース内に常駐しておありまして、例えばランチを取りながらですとか、そういったざくばらんなフランクな会話の中から、皆様からのニーズですとかお悩みを承っているところでございます。

品川区の創業支援施設には、クリエイターの方はもちろん、情報通信業、卸売業、サービス業、それから士業の方、建設業の方、様々な業者の方がお見えになっていますので、そういったところで、特定の業種によらず、様々な業種の皆様のご意見を聞いて、そういったところを施策に反映しているといったところでございます。

○高橋（伸）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたらご発言願います。

○安藤委員

裏面のほうですが、今、再開発になってしまったのですけれど、イマジカがありましたが、それが今後どうなるのか。陳情に、大手映画編集企業や現像会社があった関係でとあるのでお伺いしたのですけれども、それ以外にもそういった会社があるのか、あと映像会社やIT系の会社がそれに関連して数多く見られるというふうにあるのですが、品川区の中でそういった業種というのがさらに集積されているとつかんでいらっしゃるのか、分かれば教えていただきたいなと思います。それが1つ。

もう一つは、様々な事業の紹介があったのですけれども、以前はやっていたような記憶があるのですが、そういう直接、マッチングといいますか集団就活説明会みたいなことを区としてやっているのかどうか伺います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

2点ご質問いただきました。

まず1点、イマジカが今後どうなるのかというのは、申し訳ございません、区のほうではつかんでいないところでございます。それから、映像関係ですとかITの会社が一定数、集積しているということは認識しているところでございます。

それから、2点目のご質問です。説明会を直接区がやっているのかというところにつきましては、区で直接やっているということはありません。ただ、SHIPが貸施設をやっておありまして、SHIPのほうで、例えば品川区の学生、品川区の企業を対象とした就職相談会などをやりたいという、そういう利用用途もございますので、そういった場合には区が後援するなど、そういった関わり方はやっているところでございます。

○安藤委員

一定集積もあるし、今、区としては直接やっていないということですが、やはり、区として区内の若

者を区内の業者とマッチングさせるというのは非常に重要な事業なのではないかと思えます。

それと、ここにある、これは今年だけではなくて来年以降も続くのではないかと非常に危惧するのですが、特殊な状況ということで、この企業のマインド、もう新人を採りたくないみたいなそういうところで、手っ取り早くというところが、これは非常に重大なことだと思うのですが、こういったこの陳情に書かれているような就活状況、このまま放っておけば、新たな就職氷河期問題と空洞化現象が起こるのではないかと陳情者もおっしゃっていますが、このような状況というのを、区は、一定声としてつかんでいたり把握しているようなところというのはあるのでしょうか。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

今のご質問についてでございます。今のこういった物価高騰だとかといった状況で新卒が採れないというお声はもちろん、認識しているところでございます。一方で、人は採りたいのだけれども、単純に新卒が採れない、やはりどうしても中途に流れてしまうというお声も一方で聞こえてくることは認識しているところでございますので、いかにそういったいろいろな声を反映して、中小企業がどうやって人材確保、定着、育成していくのかということを経営者として施策は打っているところでございます。

○高橋（伸）委員長

ほかにごありますか。

○ゆきた委員

今ご説明があった中で、しながわお仕事相談室というのが職業相談になるのかなと思いますが、ここでの実績と、あと、声を聞く場を予約制のコワーキングスペースで行っていると言われたのは、こちらが就業相談になるのかなと思いますが、ここについての実績と、あと、就業相談のオンラインについても状況が分かればお聞きできればと思います。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

まず、1点目、職業相談の実績についてでございますけれども、令和5年については6,170件ございまして、令和6年度については、1月末までで4,645件といったところでございます。

もう一つ、しながわお仕事相談室のほうは、令和5年度については338人、523件でございまして、令和6年度については、1月末時点で239人、344件のご相談がございました。

すみません、3点目の質問は何でしたか。

○ゆきた委員

オンラインの就業相談の。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

就業相談のオンラインは、すみません、就業支援では今までやっていなくて〔同日後刻に「実施しており、今年度については、約60名の相談があった」と答弁訂正あり〕、融資あっ旋の相談を来年度から実施していく予定でございます。説明が不足してすみませんでした。

○ゆきた委員

だとすると、職業相談は大体1日20件から25件以上受けているという成果が出ていると思います。あと、就業相談は、523件だとすると、1日2件ぐらいの一定の成果が出ているのかなと思いますけれども、単純計算した場合ですが、今後さらなる周知も必要かなと思いますが、この辺についてお聞きいたします。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

すみません、1点訂正でございまして、先ほどオンラインのご相談はやっていないと申し上げたので

すが、大変失礼いたしました。実施しております、今年度につきましては、約60名のご相談があったといったところでございます。

今のご質問、周知に関しては、現状、広報紙や掲示板、あとはSNSを用いての周知をしているところでございますけれども、やはり若者の方は携帯で情報を仕入れることが多いのかなと思いますので、SNS、Xだとかといったところの発信をより強化してまいりたいとは考えています。

○ゆきた委員

さらに周知のほうも含めて、力強く進めていただければと思います。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

中小企業とのマッチングに関しては、これは以前、たしか区でもそういうようなことをやっていたような、僕、やってほしいとお願いして、やっていた記憶があるのですが、そこを改めて教えていただきたいのと、ぜひそれは、結局、大手はいろいろ求人でかけられるのだけれど、なかなか中小企業は人材が欲しくても難しいので、なのでそういった部分は区とのマッチングでやると、お互い、希望されている方、両方がウィン・ウィンの関係でうまくいくので、そこは区が架け橋になってやってもらいたいという思いがあるのだけれど、それを改めて教えていただきたいのと、ごめんなさい、現状を今、売手市場ではないですよ、何かね。僕の認識と、確かに各業種でももちろん違うのもあるのかなと思うし、今回、出されている方の業界ではそういった事例も、現実のものとして出されていて、一定分かるのですけれど、その大きい枠で考えたときに、今どういう状況だと区は考えているのか教えていただきたいのが2点です。

○栗原創業・スタートアップ支援担当課長

まず、1点目のマッチングについてですけれども、委員ご指摘のとおり、過去には中小企業と就職したい方のマッチングというのをやっていたこともございました。今、現時点ではやっていないというところでございます。

来年度については、新年度予算で女性デジタル人材の育成事業というのを新規でやることを予定しているのですが、その中で、いわゆる、人材を採用したいけれど採れない中小企業、就職したいけれどもなかなかできない就職者とのギャップは何かというのを埋めるような取組というのをしていきたいなどは考えているところでございます。

2点目の、今が売手市場かどうかというご質問についてですけれども、やはり統計的には、来春の内定者率というのは昨年度ベースで非常に高い水準にあるというのが全体なのですが、それでもやはり、業界、業種、会社によって、なかなか苦しいというお声はいただいているというのも事実なので、なかなか、ケース・バイ・ケースなのかなといったところでございます。

○石田（し）委員

よく分かりました。私も、この就職氷河期世代に対してはどんな支援ができるかとやはり今、政治の責任としても考えて、何ができるかというのを今、取り組んでいるのですけれども、ここはぜひやっていただきたいし、さらに言えば、この陳情者の方がまさにそこを危惧されているので、そこの気持ちというのはとても分かるのです。なので、もちろんそれは、そういった世代をつくらないというのは大前提ですけれども、ぜひそういった声も聞きながら、施策に反映していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○高橋（伸）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第13号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○せお委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほど理事者からご説明がありましたように、相談の問題とか融資あっ旋、若者の声を聞くというところをやっていたらと。職業相談も6,000件を超えているというところで、本当にきめ細かく施策もやっていたらと。引き続きそういったところを、これは個別の案件にもなってくるのかなと思うので、個別の状況を見ていただいて、それに引き続き対応していただけたらと思います。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほどの理事者からの答弁にもあったとおり、現在は中小企業センターで職業相談、個室で行っている就業相談でも一定の効果が出ていることを確認させていただきました。取組として進められていることが確認できましたので、この陳情については不採択をお願いします。また、今後さらなる周知については要望させていただければと思います。

○吉田副委員長

本日結論を出すということで、会派の結論は不採択です。

この、途中から理由を読ませていただくと、最初はやはり、この専門学校の卒業生の就職先がなかなか難しいということで、本来であれば、いつもだったらみんな採用されていくところ、今は難しいということで始まっているのですけれど、その辺りを読んでいるときには、会派の中で、一つの特例などうか、その職業についてだけマッチングを支援するというのは難しいのではないかなという話になりました。

ただ、全体としての就職を求める人と事業者のマッチングというのはあってもいいのではないかなということになったのですけれども、先ほど石田しんご委員からもありましたが、私の認識も、結構身近で転職を繰り返している人とか、今は、あまりすごくいい条件を出すのが難しいけれども、転職とかも結構可能だよという話を聞いております。実際に、条件がいいところを探しつつ、きちんと転職しているのです。

なので、その辺の認識が、自分が転職を求めているわけではないので実態がよく分からないのですが、まずはその一つの特例な事業についてのみ就職支援をするというのは、区としては難しいのではないかな。いろいろ支援をする中の一つとして、こういう方たちへの支援があってもいいと思うのですけれど、その辺について、会派としては、それで実際は売手市場なのではないのかなという、その2つが合わさって、これは難しいのではないかなということで不採択となりましたが、就職を実際希望している方、まだ採用に至らない方がたくさんおられるということについて言えば、その一つの業種に限らず、全体としての支援は、今もやっていっちゃるということですので、これからはっきり、ご本人の希望も

聞きながらやっていただきたいということを前提に、不採択といたします。

○安藤委員

本日結論を出すで、これは採択すべきだと思うのですが、かなり具体的でリアルな実態、状況を告発されています。その上で、かなりユニークな提案ではないかと思うのですが、過去、品川区としても、特定の業種というか中小企業とのマッチングをしていたという実績もありますし、これも区内のゆかりの企業とかも挙げて、そういったところと、今現実に具体的に新卒の就職が厳しいところとのマッチングという、非常にユニークな事業だと私は思いますので、できることを少しでも実行ということで、この声に応える必要が、行政としても議会としてもあるのかなと思いますので、採択を主張します。

○藤原委員

今日結論を出すで、不採択ですけど、ただ、課長ひとつ、いろいろな委員からお話が出たのですが、中小企業のマッチングというのが、マッチングだけではなくて、過去に10年前ぐらいにやったのは、就職を求める人はきちんと研修を受けて、そしてその研修の場にたしか、中小企業の方たちもお見えになっていろいろ教えてくれて、それで就職を、そこに入っていくという制度があったのです、間違いなく品川区に。私はその施策、とてもすばらしいと思ったのですが、何であんないい、いろいろ理由があったと思うのですが、その施策は終わってしまったのです。だから、それ、過去を調べればそういう施策も出てくると思うので、この委員会でもそのとき説明を受けました。どの理事者が、もう部長職終わった方がそのとき課長職で説明をしていて、とてもいい施策だといって10年前ぐらい、これ年数違ったらごめんなさい、でもすごくいい施策だと本当に思ったのです。だからその施策がいつの間にか終わってしまった。そのとき思いました。せっかくいい施策なのに終わってってしまうのだなと。いい施策は終わってってしまうみたいに、本当に残念な思いがあるのでまた、そういう意味において、研修、大企業は来ていなかったと思うのですが中小企業、そして就職に結びつくというようなことは、やはり行政の施策として間違っていないと私は思うので、その辺についてはまた、要望していきますので、どうか検討していただきたいと思います。

○石田（し）委員

今日結論出すで、不採択です。

先ほどの質疑の中で話したとおり、ここに書かれているのが現実だろうし、一定、区が取り組まなければいけないものというのがあるのだろうと思います。ただ、マッチング、たしか私の記憶だと、なかなか希望する学生もいなかったり、いろいろな理由で多分なくなってしまったのだと思うのだけれど、そこも実は、区はなかなか、大学に説明というか募集をかける、それもうまくいかなかったのではないかなというのがあるので、その辺は例えば、区内の大学だったり近隣の大学も含めて、そういう、少し新たに工夫をして、新しい時代のマッチングみたいなものを少し模索しても、また、新たな発見があるのではないかなと思うので、その辺はぜひ検討していただきたいと思いますし、今回、僕は何で不採択か、正直、質疑の中で売手市場だと言ったように、僕の中で判断し切れる情報がやはりないから、申し訳ないけれど不採択にしますが、ただ、陳情者の方の思いとか、僕は問題提起の一つとして、今受け止めておく必要があるのかなと思います。僕もしっかりこれは一つの問題提起として受け止めながら、第2の就職氷河期世代なんかつくりたくはないから、ぜひそういったところは頭の片隅にしっかり残しながら、施策を実施していただきたいなと思います。それは要望で終わりますけれど、不採択です。

○おぎの委員

本日結論を出すでお願いします。

新卒を採る余裕がない、中小企業が人を育てる余裕がないというのが、本来だったら採用してあげたいのだけれど、中小企業が今、もうできないというのが、根本だと思うのです。なので、先ほども中小企業の実態調査をしてくださという話があったのですが、やはり中小企業、区内の企業が元気になるように、そちらのほうにまず、力を入れていただいて、それと両輪でマッチングのほうも、今されている3つの支援のほうをより幅を広げてやっていただきたいなと思いますので、今回、これは不採択ですが、今後の品川区での事業などに期待していますので、よろしくをお願いします。

○高橋（伸）委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

それでは、本件は本日結論を出すということに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第13号、就職困難な新卒者への支援を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○高橋（伸）委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○高橋（伸）委員長

最後に、予定表3その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会に係る項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議場での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも、議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

2月19日の若林ひろき議員の代表質問と、2月20日の澤田えみこ議員の一般質問で、品川でデフリンピックの会場が新たに設置されることになったことについての質疑がありましたが、その経緯とか内容、それについて伺いたいと思います。

○高橋（伸）委員長

ただ今、安藤委員から、本定例会の若林議員、澤田議員の一般質問にあった、東京デフリンピックに

ついでに関連して発言がありましたが、こちらは明日、その他の中で、東京2025デフリンピックに関連する報告が予定されているので、委員長としては、その中で質問いただくということにしたいと考えていますがよろしいでしょうか。

○安藤委員

委員長の指示に従います。

○高橋（伸）委員長

それでは、明日のその他のところで対応させていただきます。

ほかによろしいですか。

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

そのほかにも、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋（伸）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後3時18分閉会